

令和2年第3回

高森町議会 9月定例会議録

令和2年9月10日開会
令和2年9月18日閉会

高森町議会

9月10日（木）
（第1日）

令和2年第3回高森町議会定例会（第1号）

令和2年9月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名
3番 後藤 清治君
4番 牛嶋 津世志君

日程第 2 会期の決定
(1) 会 期 （9日間）
自 令和2年9月10日
至 令和2年9月18日
(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月10日（木）	本会議	議案提案・説明・質疑・付託
9月11日（金）	本会議	一般質問
9月12日（土）	休 会	
9月13日（日）	"	
9月14日（月）	"	
9月15日（火）	"	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会
9月16日（水）	休 会	議会運営委員会 広報特別委員会 地方再生特別委員会
9月17日（木）	休 会	
9月18日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高森町一般会計補正予算第5号）

日程第 5 同意第 5号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 6 認定第 1号 令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 8 議案第53号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

- 基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 54 号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 55 号 令和 2 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 11 議案第 56 号 令和 2 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 57 号 令和 2 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 58 号 令和 2 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 59 号 令和 2 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 60 号 令和 2 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 61 号 令和 2 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- て
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|----------|-----|-----------|
| 1 番 | 後藤 巖 君 | 2 番 | 津留 智 幸 君 |
| 3 番 | 後藤 清 治 君 | 4 番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5 番 | 後藤 三 治 君 | 6 番 | 芹口 誓 彰 君 |
| 7 番 | 立山 広 滋 君 | 8 番 | 本 田 生 一 君 |
| 10 番 | 佐伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 9 番 田上 更生 君

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

- | | | | |
|-------------|---------|---------------|----------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 後藤 健一 君 | 会 計 課 長 | 田上 浩尚 君 |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 住 民 福 祉 課 長 | 岩下 徹 君 |
| 建設 課 長 | 荒牧 久 君 | 農 林 政 策 課 長 | 後藤 一寛 君 |
| 税 務 課 長 | 古澤 要介 君 | 政策推進課兼TPC事務局長 | 今吉 輝子 さん |
| 教育委員会事務局長 | 馬原 恵介 君 | 総務課財政係長 | 木村 允哉 君 |
| 総務課総務係長 | 芹口 孝直 君 | 建設課課長補佐 | 大坪 潤司 君 |
| 税務課課長補佐 | 緒方 久哉 君 | 政策推進課課長補佐 | 村上 純一 君 |
| 教育委員会審議員 | 古庄 泰則 君 | 監 査 委 員 | 古庄 良一 君 |
| 政策推進課交通政策係長 | 本川 宰 君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名 (2名)

- 議 会 事 務 局 長 村嶋 立章 君 議 会 事 務 局 主 査 衛 藤 千 佳 さん

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)おはようございます。会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)おはようございます。定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中にもかかわらず、御出席いただきまことにありがとうございます。

御承知のように6日の大型で強い台風10号、数十年に1度の台風ということで、全国の放送で危機感を持って報道され、熊本県下及び九州全域ではほぼ避難勧告が発令されたところでございます。高森町でも12カ所開設した避難所に184名の方が避難をなされたところでございます。

今回から避難所には定数というのがございますが、その中でコロナ対策をやっていかなければいけないということで、先に議会のほうにお願いをいたしました備品等々の購入もまだ全て揃ったわけではございませんが、皆様の御協力で少しは町民の皆様も御安心なされたのではないかなというふうに考えておるところでございます。まず第1に人の被害がなかったということ、第2に大きな災害が発生しなかったということが1番良かったことかなというふうに思っております。

また停電等に関しては、民間サービス業者の九電及び工事会社の九電工等に自治体としてはお願いをするしかございません。県下ほぼかなりの地域で停電がある中で、高森町

は翌日7日の昼12時ぐらいから最終的には夜の7時前後には全て電気のほうも復旧したところをお伝えし、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

県南のほうの熊本県南地域の豪雨災害に関しても、一つ一つ復旧が進んでいるのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。高森町といたしましては、引き続き当然台風のシーズンがございますし、同時に新型コロナウイルス感染症の第2波が若干感染拡大の縮小は見られておりますが、引き続き気を引き締めながら、対策と現場の対応をとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

熊本地震の復興関連では、豊肥線が4年4カ月ぶりに全線再開となりました。また北回りルート、これが10月に開通するというので、24時間対応で工事をやっていただきました業者の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げなければいけないと同時に、いよいよ30数年、40年間、阿蘇郡市及び熊本県も大分県も求めておりました中九州横断道路の実現がかなり時間が迫ってきたのではないかと考えるぐらい、急ピッチで進んでいるところでございます。本当の意味での企業誘致、本当の意味での移住定住というのが阿蘇郡市内の自治体で実現出来るためには、やはり大きなインフラが動くことではなかろうかというふうに考えております。その一つに先ほどから申し上げております北回りルート、これは大きな大きな柱になることになるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

今回定例会に御提案いたします案件は、承認・同意・認定・報告がそれぞれ1件、条例改正及び補正予算等の議案9件、計13件でございます。御審議をいただき御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長(後藤三治君)どうもありがとうございました。本日の出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回高森町議会定例会を開会します。なお、9番田上更生君からは欠席届が提出されていますので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、御手元に配付しております議事日程のとおり行います。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(後藤三治君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番後藤清治君、4番牛嶋津世志君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長(後藤三治君)日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、8月5日に行われました議会運営委員会において、本日から18日までの9日間と決定しておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの9日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長(後藤三治君) 日程第3、諸般の報告を議題とします。6月定例会後に行われた諸般の報告を委員長及び監査委員からお願いします。

まず、議会としての報告を議長が行います。8月3日に市町村議長会議が阿蘇地域振興局で開催され、令和2年度の今後の事業について協議がありました。現在なお新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、各種の研修は見送ることに決定しました。

また、8月24日に自治会館において議長・副議長研修が開催され、これからの地方議会議員のあり方について、立命館大学の先生から講義を受けました。8月26日には全員協議会を開催し、新型コロナウイルス関連の専決処分の説明を執行部のほうから受けました。以上をもちまして、議会からの報告とさせていただきます。

次に議会運営委員会の報告をお願いします。議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長(芹口誓彰君) おはようございます。6番芹口です。議会運営委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動につきまして報告いたします。令和2年第3回高森町議会定例会の開会にあたり8月5日委員会を開催し、会期について協議し、会期はただいま決定いただきましたとおり、9月10日から9月18日までの9日間の会期とし、11日に一般質問、14日に各常任委員会、15日に特別委員会を開催することにしました。

また、新型コロナウイルスの影響により中止、また中止が予定されている県・郡市主催の議長・委員長及び議員研修、さらに例年実施しておりました町の各委員会研修、議員研修についても行わないこととし、研修経費を新型コロナウイルス感染防止のための予算に充当すべく、9月補正予算で減額することに決定しました。

次に一般質問の際の執行部の出席については、6月議会同様密接を避けるため、町長をはじめ答弁に必要な職員のみでの出席とすることに決定しました。9月4日に2回目の委員会を開催し、一般質問の取り扱いを協議し、期限までに通告があった5名の議員の質問順については議会運営基準に基づき、通告順によって1番本田生一君、2番津留智幸君、3番立山広滋君、4番佐伯金也君、5番後藤巖君と決定しました。なお質問時間は、答弁時間を含め1時間です。

次に議案の取り扱いについて協議し、専決処分事項、人事案件、報告議案及び議案第54号の条例改正案については、10日に議案質疑を討論採決することと決定いたしました。また、18日に意見書の提出を行うこととしました。以上、議会運営委員会の閉会中の継続調査活動内容について報告させていただきます。

○議長(後藤三治君)次に、総務文教常任委員会の報告をお願いします。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長(芹口誓彰君)6番、芹口です。総務文教常任委員会の閉会中の継続調査事項に係る活動について報告いたします。

今年新型コロナウイルスが発生し、それに伴い景気は急速に悪化し、緊急事態宣言が全面解除された今でも事態の収束は見えない状況であります。加えまして、豪雨災害など自然災害が各地で発生し、新型コロナウイルスや災害対応に多額の財政支出が見込まれる中、景気の悪化に伴い、税収が下振れすることが予想されており、地方財政の安定的な運営に大きな支障が生じることが懸念されております。そのような状況のもとで本年度

も上半期が終了する中、今年度計画された事業の進捗状況について、各関係課から説明を求めると同時に、総務課におきましては、台風時の防災対策やコロナ禍における避難所対策、今後の財政運営、教育委員会におきましては、タブレット図書館運営協議会などの審議の状況、新型コロナウイルス禍における学校教育の状況について説明を求めました。説明に当たりましては、各課とも事業毎に進捗状況について詳しく資料をつくっていたが、詳細に説明を受けたことに対しまして感謝を申し上げます。なお、各課とも事業の項目が多岐に及んでおりますので、説明を受けた進捗状況内容については省略し、主な質疑応答等について報告をいたします。

まず政策推進課では、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発実施計画業務委託について、水版は不要ではないかとの意見が出されたが、その意見は反映されているかとの質問に対し、現在事業の最終的な精査の段階であり、これまで出された意見が反映されるようにしたいと答弁がありました。実施設計の図面は9月の議会で示すことはできないかとの質問に対し、今精査中であり、スケジュール的には12月の議会での報告となると答弁がありました。

次に説明の中で、中止及び未実施の事業で年度末まで事業実施が出来ないものについては補正予算で減額措置をされるかとの問いに対し、年度内に実施出来ない事業については減額補正を行うことになる。また中止、未実施事業は、新型コロナがなければ当然必要な事業として計画されたものであるが、来年度引き続き実施されるかとの問いに対し、中止及び未実施の事業は観光に関する事業で、単独事業が主なものである。新型コロナ

の影響で観光客が動かない状況であり、まずは観光事業者の生活維持を先に進めている。今年度実施出来ない事業については、今後のコロナの状況、観光客の動向と見極めて計画したいと答弁がありました。高森はしご酒事業が中止になっているが、既に販売された60セット分のチケットの処理についての質問に、事業主体が観光協会であり、実施することに期待されていることもあり、しばらく状況を見ながらどうするか対応したいとのことでありました。

次に道の駅設置検討委員会、高森町つながるひかりくらし検討委員会の現在の審議状況についての質問に、道の駅設置検討委員会については、実施の方向で整理している段階で、現在まで開催はしていない。つながるひかりくらし検討委員会は、昨年策定した地域情報化計画の中間取りまとめを行い、開催したいと答弁がありました。

続いて、総務課において防災無線デジタル化事業の取り組みの状況についての質問に、現在防災無線はアナログとデジタルを併用して使っている。親機の受信機については、9月中に全てデジタル化の工事を行う。支局の御成山と大戸ノロの基地局をデジタル化し、年度内に全て個別受信機から役場の親機までデジタル化を終了させる予定であるとのことでありました。戸別受信機の設置はそれぞれ個人で行うのかの問いに対し、電波の状況によりアンテナの設置が必要な場合もあるので、1件ごとに専門業者が設置することになると答弁がありました。

次に今後の財政運営については、係長より詳しく説明を受けましたが、要約いたしますと、今年度実施が困難ということで、当初予算で計上していた額をそのまま計上することなく、今後新型コロナの影響など社会情勢等を考慮し、必要最低限で最大の効果が得られる

ような財政運営に努めたいと答弁がありました。

続いて新型コロナ禍における防災対策や避難所の取り組みについての問いに、高森総合センター、草部総合センター、朋遊館には密が生じないよう2メートル間隔をあげ、ワンタッチ式のパーティションを設置することにしており、7月にはコロナ対策のための訓練も実施している。このような日頃の訓練の成果が今回の台風15号の避難所運営にも大変役立ったというふうに思っております。また分散避難や垂直避難の対応についても、TPC等で周知していきたいと答弁がありました。さらに、9月には防災公園で炊き出し訓練、11月には含蔵寺から防災公園までの消防自動車による送水連結訓練が実施されますし、来年度から避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されることから、この対応についてもしっかり取り組んでいきたいと報告がありました。

続いて教育委員会からタブレット図書館設置の状況、町史編さんの状況、高SPOのNPO法人加入と体協との統合に向けた取り組みの状況、7月行われた高森連合修学旅行の報告、中学校の修学旅行への取り組みの状況、文科省の実証事業研究の委託を受け、委託を受けて行っている英会話レッスンの報告、県産材の農畜水産物提供推進事業を受けての学校給食の取り組みの状況等について、詳しく説明を受けました。委員からタブレット図書館について学校で事業生徒に向けた実証結果を精査し、住民に広げていくとあるが、児童生徒の調査結果が住民の調査につながっていくのかとの問いに、児童生徒への実証はまず動作の確認、次に児童生徒が使えることにより持ち帰って家庭で使い、家庭から広く住民に普及させたいという答弁がありました。またタブレット図書館利用は有料とな

るのかの問いに、公立の図書館であり、無料となると答弁がありました。

体協と高SPOの統合となると、入会金の問題も絡んでくるのではないかと問いに、関係者の意見もすり合わせ、現在協議を重ねている。また、高SPOの種目の中にはスポーツ以外の吹奏楽やウクレレ教室など文化系の種目もあるが、法人化した場合も継続化するのかとの質問に対し、継続したいと答弁がありました。

コロナ禍中における学校教育の状況について、教育長から8月31日から各学校とも正常に事業が再開された。また、9月1日から国の制度によりスクールサポートを中央小に1名、高森中に1名置くことになった。運動会については、各校とも午前中、弁当なし、保護者のみで実施する。現在学校も非常に緊張感を持って教育に当たっている。さらに、高森町では例年大規模な研究発表会を行っているが、今年は11月27日にリモート研究発表会を計画していると報告がなされました。

生活環境課から湧水トンネル料金所の自動検温器を導入したことにより、安全性と効率性が向上したと報告がありました。また、委員から各協議会や委員会の組織や構成が分かる資料の提出が要望されておりますので、よろしく願いいたします。以上長くなりましたが、委員会の閉会中の審議内容についての報告といたします。

○議長(後藤三治君)次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いします。産業厚生常任委員長、佐伯金也君。

○産業厚生常任委員長(佐伯金也君)おはようございます。産業厚生常任委員会委員長の佐伯でございます。閉会中の産業厚生常任委員会の活動内容また協議内容を報告し

たいと思います。

まず、7月21日午前中に建設課、農林政策課の報告並びに意見の交換等の実施をいたしました。コロナ禍の中でありましたので、密を避けるために必要最小限の職員の出席を求めまして、1番重要な問題を優先的に協議させていただきました。

建設課におきましては、7月の8日から13日までの豪雨による被害の状況の報告を受けました。内容は土砂の流出が30件、町道の損傷などが7件、その他が7件ということで44件を把握しておるといってございました。それ以外に8月の臨時議会に提案予定の道路清掃車、臨時議会で可決をしていただきましたけれども、道路清掃車の運用についてなどの説明をいただいております。また、9月定例会に今回提案されておりますが、公営住宅の解体による条例改正の件についてなど、水資源対策、水道につきましては水源の付近が7月の大雨の際にかなり傷んだところがあったということで、その緊急性のあるものについては、今後早急に解消をしていただくよう、委員会の中で意見が出されております。また、それ以外にライフライン等で県や国関係者との協議が必要であるものについては、早急に協議をして、スピード感を持って解決をしていただきたいということを意見を出させていただきました。

その後農林政策課の担当課長以下関係者の方にお集まりをいただきまして、8月の臨時議会で提案する畜産酪農収益力強化整備事業特別対策事業、臨時議会で可決をしていただきましたが、その事業の事前説明をしていただきました。国のクラスター事業でございます。また畜産の件、熊本県で実施する畜産振興の事業でもございますが、今は畜産

公害、いろいろとやっぱり一般の皆さんたちからすれば厄介者扱いをされるということで、建ててもそれ以降にいろんな諸問題が出てくる可能性があるだろうということで、問題についての対応を各事業者の皆様方に役場のほうからはお願いをしてあると。担当をする部署を設けていただくようお願いをしてあるという報告を受けました。そのあと7月、同じく建設課と同様に7月3日からの豪雨災害による農業被害の状況についての現状報告を受けました。7月21日に開きました産業厚生常任委員会の内容は、以上でございます。

それから8月21日、臨時議会後に開催をいたしました産業厚生常任委員会、田上更生議員は病気療養中のため欠席をされましたが、委員4人とそれぞれの担当にお集まりをいただきました。まず、1番目に住民福祉課について話し合いをいたしました。それぞれ6月議会以降の事業の進捗状況及び現在までの報告でありました。住民福祉課につきましては、今までずっと話し合い、委員会の中でも協議されておりましたが、色見保育園の民営化の進捗状況、なるべく早くアンケート等済ませ、令和4年には当初は令和5年に民営化の予定でございますが、出来るだけ早く民営化とすることが決定をしておるならば、令和4年には民営化できるように、いろいろと協議、話し合いを進めていただきたいということでありました。

次に今月予定されておる各駐在区での敬老会行事についてですけれども、先ほどから総務委員会でもありましたとおり、新型コロナの発生が続いております。コロナ禍の中でもあり、中止はやむなしという報告を受けております。楽しみにされていた高齢者の皆さんには大変残念ではございますが、このような時期、3密を避けるためでもあり、我慢をしていただきました

いと思っております。

そのほかマイナポイントサービスの件、コロナ感染者報告のあり方についてなどを協議いたしました。マイナポイントについては、率先して産業厚生常任委員会の委員さんが、出来ればTPCの目の前でマイナポイントの申請をしておる姿を見せて、町内の皆さんたちに啓発できるようにやっていきたいと。私たちがまずモデルとして、議員各位がモデルとして、テレビで映って皆さん方をお願いをするというやり方はいかがだろうかということを提案いたしております。住民福祉課については、以上でございます。

次に、健康推進課の協議内容を報告いたします。6月から実施されております住民健診について報告を受けました。昨年に比べて受診者数は増加いたしております。特定健診については若干減少しておりますけれども、対象者数が年々減少してきている中でありますので、受診率については上昇しておるといふふうに思われます。10月に再度住民健診を実施いたします。昨年は70名の方に10月には実施をしていただきましたけれども、現状でいけば昨年同様の方たちに数字的には受診をしていただければ、かなり昨年よりも多くの方たちに受診をしていただけるんじゃないか、受診者数になるんじゃないかということでございます。今後も未受診者に対しまして、健康推進課のほうから受診勧奨を行っていくことでもありますので、コロナ禍の中で3密を防ぐために今回の住民健診も職員が多めに参加をして、消毒作業やサービスを行っておりました。大変でしたけれども、これ以上の発生を防ぎながら住民健診は皆さん方が参加していただいて、多くの方たちで昨年よりも多い受診率であるということを望んでおります。

また、受診された後の支援制度についても説明がございました。その後の対応について、受診後の受診内容、健診内容の説明会等について、まだそういう書類を取りに来られない方が中にいらっしゃるということでございました。そういう人たちに対しても、役場のほうから電話等で連絡をし、こまめにその結果等の報告、その後の健康管理の助言等をしていただきたいというふうに思います。しかしながら、課の中では現体制でこれがちゃんと満遍なく、滞りなく進んでいこうかという不安もあるようでございます。この件につきましては、今後産業厚生常任委員会の中でも協議をしながら、上層部、町長さんあたりと対応策を一緒に考えていきたいというふうに思っております。

非常にコロナ禍の中で3密を防ぎながらの常任委員会、閉会中の委員会の開催でございましたが、町長が言われるスピード感を皆さん方に実感していただくためには、我々産業厚生常任委員会もゆるむことなく、毎月常任委員会の開催をしていきたいというふうに思っております。以上で産業厚生常任委員会の閉会中の活動の報告を終わります。以上です。

○議長(後藤三治君)次に、議会広報特別委員会の報告をお願いします。

議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長(牛嶋津世志君)おはようございます。議会広報特別委員長の牛嶋です。議会広報特別委員会の諸般の報告について報告いたします。議会広報絆第78号の編集につきまして、7月9日に第1回広報委員会を開催し、以降計4回の委員会を開催いたしました。8月11日に町民の皆さんの御手元に発送をいたしました。今回からは

より分かりやすく読んでいただきたいという思いから、今まで以上に写真を多く取り入れて編集を行っております。

議会広報絆第78号の主な内容といたしましては、まず表紙をいろいろ候補はありましたが、最終的には高森中学校のオンライン英会話の授業の様態を掲載いたしました。続きまして、今回新たに設置しました地方再生特別委員会の紹介、それと人権擁護委員の2名の紹介を掲載しております。次に令和2年度高森町一般会計補正予算の中から、主な事業としてドライブスルー方式で申請受付を実施した定額給付金事業、休業事業所補助事業、指定避難所等の強化事業、TPCサブチャンネル追加業務、地方再生推進交付金事業及び降灰除去事業として路面清掃車を写真を交えて紹介しております。6月定例本会議での主な質疑応答と2名の議員による一般質問の内容も掲載しております。続きまして、各常任委員会で審議された内容を報告という形で掲載しております。次に3回開催されました議会全員協議会の紹介と、町民の声ということで2名の方に高森町に対する思いや要望等を紹介しております。最後に、裏表紙のほうに年々右肩上がりに増加している医療費と住民健診の重要性を紹介させていただきました。今10番議員が言われていたように、住民健診が少しずつ受診率が多くなっておりますが、さらに皆さんの受診をされることをお願いしたいと思います。今後もより分かりやすい議会広報目指して発行していきますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、議会広報特別委員会からの報告とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)次に、監査委員の報告をお願いします。監査委員、立山広滋君。

○監査委員(立山広滋君)おはようございます。7番、立山です。監査委員から諸般の報告を申し上げます。令和元年度高森町一般会計及び特別会計6会計につきまして、古庄代表監査委員と8月20日から9月2日までの10日間、決算審査を実施いたしました。後ほど意見書に基づき、古庄代表監査委員から決算の認定について、詳細な説明があります。また、6月から3回の例月出納検査と6月29日から7月2日まで定期監査を実施し、各課・局の担当から令和元年度の予算執行状況について説明を受けました。備品検査につきましては、8月25日に実施しました。例月出納検査につきましては、一部検収印等の漏れた帳票が見受けられましたので、チェック体制の強化を願います。また、備品に関しましては、廃棄したものの使用しなくなった備品の登録が数台ありましたので、今後は速やかに廃棄処理をして、台帳リストから外すようお願い申し上げます。監査委員からの報告といたします。

○議長(後藤三治君)以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度高森町一般会計補正予算第5号)

○議長(後藤三治君)日程第4、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高森町一般会計補正予算第5号)を議題とします。提出者の説明を求めます。

町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)承認第11号で御報告いたします専決第11号、令和2年度高森町

一般会計補正予算第5号について、御説明を申し上げます。専決しました内容は、新型コロナウイルス感染症への対策として編成する第3弾の予算であり、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億47万5,000円を増額し、予算の総額を62億2,402万6,000円とするものでございます。4ページをお開きください。債務負担行為の補正につきましては、国の補助事業を活用して、小学校低学年のタブレット端末を更新する経費について、来年度以降に係る分を追加いたしました。国の補正予算を活用したことにより、今回のタイミングでの計上となりました。続きまして8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。第16款第2項、県の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金の一次分、1回目の分を計上いたしております。2次分につきましても、6月に交付上限額の内示は来ておりますが、今回は既に歳入で受け入れている一次分のみの計上とさせていただきます。同じく県の補助金として教育費に係る分を計上しておりますが、こちらにつきましては、歳出で計上しております家庭学習支援等に係る経費への県補助分となっております。第19款第1項をごらんください。繰入金は財政調整基金繰入金として、3,029万3,000円を増額いたしております。

続きまして歳出については、カラーでプリントしております補正予算概要書の中から選んで説明をさせていただきたいと思っております。既に議会の議員さんには執行部のほうから一度御説明をしている内容と重複いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、その際に出ました御質問等に関しても、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っております。なお、今回御説明いたします歳出の予算につきましては、全て国からの臨時交付金を充当する予

定といたしております。概要書の2番をごらんください。新型コロナウイルス感染拡大防止消毒事業について、御説明を申し上げます。これは一度御説明をいたしました、新型コロナウイルスの感染者が発生した施設の消毒や特別な清掃作業にかかる経費を助成するため、1,000万円を計上いたしました。これは当然コロナウイルスに関しては、いつどこで発生するか分かりません。いざ発生したときに感染者の方が関わられた建物について、御要望があれば業者による特別な消毒清掃をさせていただくというところでございます。またこれは金銭的な負担も相当特別清掃ですのでかかりますので、スピード感を持って御要望に対応するために、専決処分をさせていただいたというところでございます。つまり町といたしましては、安全と同時に安心感を町の住民の皆さん、地域の皆さんに、そしてまず何よりも御家族の皆さんが感じていただけるようなそのような事業でございます。建物の所有者の申請により、実施をさせていただいております。

続きまして、飛びまして5番をお願いいたします。予防接種助成拡大事業について御説明を申し上げます。これは非常に施策としては国に本当はやっていただきたい、県にやっていただきたい施策の一つでございますが、まだ動きがないために町で単独で議会の皆様に御説明をいたしまして、やる事業でございます。簡単に申し上げますと、インフルエンザの流行を冬に迎えるわけでございます。そしてまた同時に新型コロナウイルスの感染症の懸念もされるわけでございます。当然将来のワクチンに期待するよりも、今日の前にあるワクチンで治す、発生予防出来る病気は全て予防するという施策です。その一つがインフルエンザの予防接種を全額助成するというところでございます。令和2年度限定にさせていただきたいというふう

に思っております。このことによって医療機関の負担軽減等、当然医療費の町としては削減を図られるというふうを考えているところでございます。同時に高齢者の肺炎球菌予防接種に関して、これは議会の議員の皆様御承知のように、65歳以上の方が対象で特に5歳刻みになっております。つまり65歳で接種、その次は70歳、75歳の接種でございますが、新型コロナウイルスの死亡重篤特例は肺炎が非常に多いわけでございますので、目の前で肺炎のワクチンを使う。つまり、高齢者肺炎球菌予防接種をより受けやすい形にすると。つまり5歳刻みを今年に限り撤廃すると。例えば、例でいうと66歳でも7歳でも8歳でも71歳でも受けられるように、令和2年度に限り行いたいという事業でございます。議会議員の皆様からも、町民の皆様は病気はコロナウイルスだけではございませんので、この機会に積極的な接種をお願い申し上げたいというふうを考えているところでございます。

以上このカラープリントでは七つ掲載をいたしておりますが、それぞれ詳細に記載しております。一度御説明をしておりますので、どうぞ担当の職員さんがここに来ておりますので、何か御質問等があれば御質問をしていただければというふうに思っております。

また専決に関してでございますが、これは新型コロナウイルスの影響というところでの専決でございます。住民の方々のニーズと日頃から議会議員さんの要望であったり、考えであったり、アドバイスであったりすることをスピード感を持ってしっかり対応していくための専決処分でございますので、御説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はあ

りませんか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯でございます。コロナ禍の中で、コロナ対応の予算を専決していただいたということで、感謝を申し上げます。その中で1点質問をさせていただきたいと思います。保健衛生費の予防費なんですけれども、今町長のほうから説明がございました。インフルエンザの予防注射を今年に限り無料にするということで、全住民対象ということでございますが、懸念するのは10月から恐らくインフルエンザの予防接種が始まってくるんだろうと思うんですが、医療関係で一番気になるのはワクチンを打っても型が違ったりかかる可能性がある、皆無ではないということでありまして。それとワクチンを打つことによって、発熱をされる方も出てこれるというふうに聞いております。

そうした中で今医療機関で危惧されておるのは、コロナウイルスに感染した方とインフルエンザでのそういう症状が出た人との区別と申しますか、判別をどうやってするのか。要するに病院の窓口で素直にストレートに受付をして、そこで検査をしてやっていくのかという課題であると思います。医療機関がどういうふうな対応を考えておられるのか、また各自治体とどういふふうな協議をされておられるのか分かりませんが、可能性があるインフルエンザだろう、でもちょっと三角だというような方たちも医療機関の窓口で検査していいものかどうかというのが非常に迷いがあると思うんですね。でもインフルエンザの方をドライブスルーでPCR検査していいのかというのもあるし、その対応が非常に困ってくると思うんですが、そこあたりの医師会との協議が何かあっておれば、住民福祉課長のほうにちょっとそのあたりの流れを説明していただきたいと思います。

○議長(後藤三治君)住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君)おはようございます。佐伯委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。10月からの接種開始ということになります。このインフルエンザに関しましては例年のこととなりますけれども、今回このようにコロナウイルスとインフルエンザの二つ同時にということで、その場合の対応ということで御質問かと思えます。専門的なところは医療機関のほうで協議はされているものと思えます。予防接種に関しましては、町が委託契約を結びまして、そして医師会、それから医療機関との契約に基づいて予防接種をお願いすることになります。ですので、専門的なそのすみ分けといいますか、患者が来たときに対応する対応の仕方等については、医療機関のほうにお任せをしている状況です。私どもとしましては、その委託契約に基づく委託ですので、何らかの医療機関からの相談があればもちろん相談に応じるということで、対応はしていかないといけないというふうに考えております。

それから1点、これは日本医師会のほうから出されておりました内容を少しちょっとの間見かけたところなんですけれども、ちょっと読ませていただきます。新型コロナの流行が見られる場合には、インフルエンザが強く疑われる場合を除いて、可及的に両方の検査を行うことなどを推奨しているということもございますので、インフルエンザが強く疑われている場合とここには書いてありますけれども、そのあたりのところはやはり専門的な医療機関のほうでその1人1人の状況を確認されながら、対応されていくものというふうに考えております。以上です。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番、佐伯です。今住民福祉課長が説明されたのは分かります。町

長が今回こういう事業を提案された理由と若干のずれが私はあると思います。要するに町長が提案してきたのは、インフルエンザに感染したら、インフルエンザにかかったら症状がコロナウイルスと似てるから、医療機関が患者さんの受け入れを拒否するんじゃないか。インフルエンザは致死率が高いから、そのままに放置しておく中には死亡される方も出てくる可能性がある。だから、早期にインフルエンザかコロナウイルスかという見分けを病院でしていただければならないということなんです。だからそういう問題が生じないために、高森町においては全住民に対してインフルエンザのワクチンを無料接種しましょうよということなんです。でも、かかる方がいらっしゃる。かかる方がいらっしゃるんだけど、そのかかった人たちが病院に行けるのかということなんです。コロナと疑われて、中には病院からいやいや保健所に電話してくださいとか、帰国者外来のほうに行ってくださいとか回されるんじゃないか。マスコミで騒がれてるんですね。要するにその熱が、その症状がインフルエンザかコロナか分からないから、電話で病院に電話したときに、病院が診察を拒むということになりはしないかということで、両方検査しなさいと言われてるけども、インフルエンザが強く疑われる場合に両方検査しなさい。ところが、患者さんからしてインフルエンザと強く疑われるか、コロナかなんていうのは分からないわけ。それはあくまでも医療機関でないと、検査してもらわないと私は結果が出ないと思うんだけど、その検査をしてもらいたいから医療機関に電話したときに、医療機関が怖がって保健所に電話してくださいとか、いやうちではちょっととか、断ったときがありますよ、断ることがありやしませんかと。だから、そのワクチンを打った後の対応で町長はインフルエンザ等混ざってそういう困惑がないように、住民に困惑がないように、迷惑かからないようにやっ

てるから、やった後の対応について医療機関とどう話し合いをされ、進まれていくのかなということなんです。

ちなみにあんまりちょっと特定されるようなことは言えないけども、やっぱり町外の医療機関等ではいかなるかかりつけの患者さんがそういう不安があるから電話されても、いやうちに来ないでくださいという例があるようです。だからそういうことになりかねないんです。それが本当はインフルエンザだったと。そしたら高熱が出てインフルエンザはコロナウイルスよりも私の感覚では致死率が高いから、死に至る可能性がある。それは非常に残念なことなんです。だからこそ今度の無料ワクチンなんですけど、でもやっぱり抜けがある。抜けじゃなくてかかる人がいらっしゃる。体質によって。だから、その対応まではどう考えていらっしゃるかということをお聞きしたかった。町長のほうはそのあたりの対応について、町長のほうでも結構でございますが、よろしく願いをいたします。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)佐伯議員の御質問にお答えをいたします。議員がおっしゃったとおりでございます。これはどの方も議員も含めまして、私もインフルエンザにもコロナにもかかる可能性がございます。まず高森町といたしましては、発熱される方を防ぎたいと。そのために行政は何が出来るか、しかも今やらなければいけない。だから先ほど提案したときに国や県に本当はやっていただきたかったけど、やらないから独自でやるんだということです。スピードが必要になります。つまり冬を迎えたときに、当町の住民の方が当町でこれだけコロナウイルス感染者も発生を若干いたしておる中で、高森町の住民の方はインフルエンザの接種が例えば

今年通常より2割、3割、4割上がったとなると、例えば冬にそれでも発熱された方はインフルエンザの接種はもう既に打ってますということも当町の住民の方はこれを無料にすることによって、例年より言えるということがございます。それと同時にやはりこれをなぜ専決で頼んだかと申し上げますと、先ほど申し上げますようにスピードが必要だった。つまりこれから医師会を含めて私たちはこういう理由でこの施策をお願いしているという中で、今岩下課長が実はいろいろ話されておるところでございます。たしに現場としては医者任せしかないんですが、当町としては議員がおっしゃるように、発熱者を少しでも防ぐ見分けがつきにくいわけです。だったら先に打ってしまえと。あるワクチンで予防をやるというところ。これに必要なのはやはり行政職員のスピード感とこの施策に対する認識というところがしっかりすることによって、今後議員がおっしゃられる医師会との今後の進め方のところで議員が求められているところが医師会との話で出来上がってくるのではないかというふうに考えております。

同時に議会の皆様をお願いをしたいことは、議員さんも含めて今年は無料ということを議会が認めていただきましたが、先ほど申し上げますように1人でも多くの方が予防接種を受けていただいて、発熱を防ぎたいと。そのことによって、二重で病院の現場のこの混乱を防ぐ一つの形になるのではないかというふうに考えておりますので、御協力と広報のほうもよろしくをお願いをして答弁とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)ありがとうございます。インフルエンザにかかる方を防ぐと。そうすることによってコロナウイルスとの見分けを分かりやすくしていきたいというのが願いでございます。しかし

ながら、人間の体100人が100人全部一緒ではございませんからどうなることか分かりませんが、ただ今後お願いしておくのは、10月からインフルエンザのワクチンは全住民無料でしていただきます。私も注射は1番嫌いなものなのですが、今回だけはワクチンをしなければならぬかなと思っております。その中において、今後は医師会と協議をしていただいて、やっぱり医療機関がパニックに陥らないように、もし発熱者が出たときにですね。だから、出来れば南阿蘇の医師会で発熱外来をどこかに1カ所だけつくっていただいて、発熱があったという方はそこでまず検査をして、インフルエンザなのか、コロナなのかの区別が出来るようにしていただくと。でないと、やっぱり一般の糖尿病の患者も来られれば、高血圧の患者も来られる。もともとの成人病を持っておられる患者も来られる。医療機関にどちらか分からない方が行かれるというのは、お医者さんだって不安だと思います。だから電話でお尋ねがあったときに、いやうちにはそういう状況だったら来ないでくださいという言葉もあるんだと思います。だから、今年に限ってはやはり発熱外来の設置をどこか1カ所でもいい、2カ所でもいいからつくっていただいて、そこでまずインフルエンザPCR検査、出来ればしていただいて、そこから各医療機関に振り分けをするというような作業が出来るように、担当課長のほうにはお願いをしておきたいというふうに思います。以上です。

○議長(後藤三治君)住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君)今いただきました発熱外来につきましては、また医師会のほうと相談させていただきたいと思っております。説明漏れておりましたけれども、この件に関しましては専決処分ということで既に処理しておりますが、その関係もありまして、このインフルエンザの

関係と成人肺炎球菌の接種につきましては、既に阿蘇郡市医師会のほうとは契約を済ませております。阿蘇郡市医師会の会長さんが平田先生ですので、平田先生にも御説明を申し上げて、契約も済ませております。それから、そのほかの医療機関につきましても、ほぼ契約のほうは進んでおります。あと、一つほど契約は済ませておりませんが、インフルエンザの無料化をするのですとか、成人肺炎球菌の御説明はもう済ませておまして、御了解をいただいているところでございます。以上、補足でございました。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)4番、牛嶋でございます。補助金の件について質問いたします。地方創生臨時交付金でございますが、今回の補正で1億4,500万円程度の金額になっておりますが、今インフルエンザからこの使用範囲について5号の概要書を見てみますと、地方創生臨時交付金活用予定ばかりの文字が載っておりますが、使用範囲のちょっと確認をしていただきたいということと、インフルエンザから今回の補正であります車まで地方創生の補助金活用という予定が組んであります。あわせてやがて1億円近い金額が今回使われるかと思しますので、どういうふうな使い勝手が出るのか。それと今後地方創生補助金が来るのかどうか、大体これがいくぐらい最終的には来る予定があるのか、そのあたりをちょっと確認したいと思いますが、お願いします。

○議長(後藤三治君)副町長、服部信一郎君。

○副町長(服部信一郎君)おはようございます。4番、牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金についてのお尋ねでございます。こちら

については、今回歳入で計上しておりますのが、800万余り計上しております。これは第一次の交付分という形になります。その後2次の分ということで、今上限額が示されておりますのが2億3,000万円ほどございます。合わせますと3億程度が当町の臨時交付金の配分額の上限額という形になります。その範囲内で今予算として計上されている部分については、今のところ収まっているということになります。今後また改めて追加で補正予算については、御審議、御承認いただくという形で今後の取り組みについては御説明をさせていただきたいというふうに考えております。あと用途についてでございますが、かなり幅広く今回のこの臨時交付金については認められております。基本的には感染症対策についてが基本になっておりますけれども、もともとがこの地方創生の交付金の臨時分という形になっておりますので、従来の地方創生に資するような取り組み等についても今回の交付金の対象となっておりますので、また今後はそういったものについても予算として上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)4番牛嶋君、よろしいですか。まだ、ありますか。どうぞ。

○4番(牛嶋津世志君)ありがとうございます。合わせて3億程度の予定ということでございますが、なるべく町民の方に負担がかからないように副町長にお願いしていきたいと思っております。また、高森町が今後ますます発展が希望されますので、そのあたりもよろしく。使い勝手を良くさせていただきたいというところを希望しておきます。以上です。

○議長(後藤三治君)1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君)1番、後藤です。高森型事業所コロナ感染防止事業についてお尋ねします。

事業目的としては、安心安全、この部分を高めてから拡大の防止と経済活動のバランスを図るということになってます。事業内容もほぼ拡大防止を図る、防止を図ったお店が少なくとも安心安全が表に訴えられる、そういう形で来てると思います。その中でこれは、2番ですか。整備事業補助金の交付。これもどちらかといえば、経営のお店の例えば購入の資金の助成という補助みたいな形になってきますので、経営の安定とかいわゆるその防止のほうがほぼだと思えます。その中で経済活動ってということが書かれております。なので、これを安心安全宣言店というステッカーが貼られたお店に対して、今後の展開として、例えば今まで延期になっているはしご酒。これを観光協会と一緒にこういうお店を対象に部分再開していくとか、いわゆるどちらかといえば経済活動のほうについては若干弱いような気はしますので、例えばこれによって次どのようなステージに持っていく予定があるのか。それとこれを実施したお店が例えばずっと実施したら、もう後はお店任せにするのか。それともそれを継続してきちっとそのアクリル板を使ってやってるかっていうチェックはどこがするのか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)後藤議員の質問にお答えさせていただきます。感染拡大防止のために、やはり飲食店や事業者の方にしっかり感染予防を徹底していただいて、安心して住民の方に店舗のほうを利用していただくことを目的としております。また補助のほうは、アクリル版は町で準備してお配りしてするんですけども、それ以外に必要な分もございますので、そちらのほうに使っていただきたいと思っております。先ほどお話ししていただきましたよ

うに、はしご酒のほうも感染予防を徹底いたしまして、またコロナの状況を見極めながら再開する方向で進めているところです。またチェックのほうなんですけども、商工会と町の商工観光係の担当職員が県の感染予防のチェックのほうの研修を受けまして、店舗を各事業所回るようにいたしております。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。1番、後藤巖君。

○1番(後藤巖君) 答弁ありがとうございました。私も例えば仕事が終わって夜の町で例えば高森の夜のお店に出かけてみている関係上、やはりどうしても経済活動っていう部分については、すごく厳しいという面がかなり見受けられますので、こういうことをしていただくことによって、まずその信用っていうか信頼というか、信頼が持てる店っていうのがまず構築されて、その信頼をもとに何がしかのことを打っていくというようなやり方で、やはり経済が回らなければ結局したことの意味もなくなってくるっていう可能性もございますから、私はこういう防止事業をしていただくことに関しては、すごくありがたいかなと思ってます。ただこれがベースになって、実際経済にどのような形で出していくかっていうのを、また今後政策推進課の中でもんでいただいて、観光協会とか商工会とか、飲食店組合さんと一緒になってから、よりよく活用出来るようにってということで、お願いしたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。これから承認第11号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件については、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。

したがって承認第11号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 今11時10分ですので、20分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長(後藤三治君) 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第5 同意第5号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長(後藤三治君) 日程第5、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)同意第5号の高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。現在教育委員会委員である後藤福一氏の委員としての任期が本年9月30日をもって満了となります。後藤氏におかれましては、平成24年12月に御就任以来約8年の長きにわたり、教育行政の推進のために御尽力、御活躍を賜り、情熱と御功績に対し深く感謝の意を表する次第でございます。今回その後任といたしまして、岩下征一氏を教育委員に任命するものでございます。岩下氏につきましては、高森町大字色見在住の67歳、人格高潔であるとともに、岩下氏は町立小学校等の保護者であったときにはPTA活動で教職員さんとともに、適切な学校運営に御尽力をいただいていたということであり、識見も高く、教育行政に対し深い関心と熱意を持っておられ、教育委員として適任でございます。なお、教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、御提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)討論なしと認めます。これから同意第5号、高森町教育委員会委員の

任命についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(後藤三治君)起立全員であります。どうぞお座りください。

したがって、同意第5号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

-----○-----

日程第6 認定第1号 令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長(後藤三治君)日程第6、認定第1号、令和元年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。本件について、監査意見書の説明を求めます。代表監査委員、古庄良一君。

○代表監査委員(古庄良一君)おはようございます。監査委員の古庄でございます。ただいまから先にお配りしておりました監査意見書に基づき、出来るだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、しばらくお時間を頂戴したいと思います。

令和元年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査については、議会議員の選出監査委員立山広滋氏とともに、また補助者として事務局職員を従いまして、10日間にわたり審査を行いました。

1ページをお開きください。審査の概要につきましては、まず審査の対象、令和元年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下9項目について審査をいたしました。その期間といたし

ましては、8月17日から9月2日までのうち、10日間行いました。審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された令和元年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について決算の計数は正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、財政運営が健全であるかなどについて、公有財産、基金、物品の管理について留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な書類の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

次に2ページをお開きください。審査の結果、令和元年度一般会計及び特別会計の決算は第1表のとおりでございます。審査に当たっては、前述の手續により詳細に審査した結果、違法な点は見受けられず、関係帳簿証拠書類と合致しており、計数は正確であることを確認した。また、予算執行及び収入事務の処理については、適正であることを認めた。第1表が歳入歳出決算額状況でございます。

次に3ページをお開きください。まず、一般会計について申し上げます。歳入について、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであり、歳入総額は57億8,164万7,000円で、その主なものは地方交付税、町債、国庫支出金、町税となっております。主な歳入について、款別に前年度の増減の状況を見ると以下のとおりございまして、歳入総額において8億3,835万4,000円、率にして17%の増であります。自主財源は、前年度に比べ4,387万8,000円の増となっております。依存財源は、前年度に比べ7億9,447万6,000円の増となっております。

次に6ページをお開きください。歳入状況を主な款別に述べると次のとおりであります。町税は調定額6億4,912万9,000円に対し収入済額5億8,365万3,000円、不納欠損額43万9,000円、収入未済額6,503万7,000円で収納率は89.9%、前年度は89.2%となっております。収入済額においては、前年度と比べて1,643万3,000円の増であり、主な増額分は町民税であります。

次に7ページをお開きください。第11款地方交付税は普通交付税、特別交付税合わせまして、21億2,668万6,000円、決算構成比は36.8%となっております。自主財源の乏しい本町においては、貴重な一般財源になることに間違いありません。

次に9ページにいけます。歳出について申し上げます。歳出決算額は55億8,821万6,000円で、第6表のとおりであります。前年度に比べ8億3,453万2,000円、率にして17.6%の増であります。この主な事業内容は次のとおりであります。第1款の議会費から12款の諸支出金の内容については、省かせていただきます。

次に11ページをお開きください。本年度の不用額は1億7,309万9,000円で、前年度1億1,503万2,000円と比較して5,806万7,000円の増であります。予備費を除いた不用額は1億6,878万8,000円で大部分が執行残によるものでありますが、先が予測できない修繕費や扶助費等除けば、補正による対応で不用額を減らす努力も必要であると思います。次に予算流用について申し上げます。安易な流用が見受けられ、流用については十分留意されることを強く望みます。予備費充用については違法な充用は見受けられず、新型コロナウイルス対策費等やむを得ないものであったと判断する。今後も特

別な緊急の場合を除いては、補正で対応されることを望みます。予備費充用の推移は、次の7表のとおりであります。

次に収支の状況ですが、過去3年間の収支の状況は第8表のとおりであります。令和元年度の実質収支は1億7,864万円であります。また、単年度収支は1,592万円、基金積立金1億402万9,000円、実質単年度収支は1億1,994万9,000円となっております。これにつきましては、次の12ページの第8表を見ていただくと詳しく分かると思います。

次に財政運営についてですが、理想的な財政運営とは財政の健全性を確保し、限られた財源をもとに効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにあります。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となりますが、財政運営を分析しますと、基本原則は計画性、弾力性、積極性が挙げられます。この三つの観点から、普通会計に対する財政運営について総合的な検証の結果は次のとおりであります。

次の9表の説明をいたしたいと思います。15ページをお開きください。文章の末尾でございますが、以上のとおりで計画性、弾力性、積極性の三つの観点から見てきたが、本町の財政運営については実質収支比率6.4%、経常収支比率87.8%。財政力指数0.24、実質公債費比率5.7%と厳しい中、執行者が真剣に取り組み、努力されていることをうかがい知ることができます。しかし、この中でも経常収支比率87.8%は決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされています。本年度は前年度と比

較して0.9ポイント減少しておりますので、今後一層の努力を望むものであります。

次に17ページをお開きください。起債の状況に入ります。表の末尾を朗読させていただきます。令和元年度末の起債元金の残高は50億3,973万円であります。また、令和元年度の償還額4億9,437万2,000円のうち、充当された一般財源の額は4億6,459万2,000円で約94%の充当率でありました。なお、令和元年度末の起債残高は50億3,973万円で、内訳は政府資金41億8,454万3,000円、その他8億5,518万7,000円で、政府資金の割合は83%となっております。

次に特会に移らせていただきます。まず国民健康保険特別会計です。歳入は第14表のとおり、総額は10億7,420万9,000円、対前年度比としては5.2%減であります。なお、歳出については、第15表のとおり歳出総額10億6,026万4,000円、対前年度比は5.5%の減であります。また保健事業としては、現在住民健診以外に医療機関に委託した個別検診の導入や、結果に基づく脳や心臓、腎臓といった生命維持に重要な状況を守るべく、2次精密検査を導入するなど保健指導対策は図られているが、より一層健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努められるよう要望します。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の発生予防、重症化予防が図られ、住民の健康意識も高まり、ひいては医療費の適正化、社会保障費の抑制等つながると思われれます。そのためにも現在実施されている若年層からの健康づくり対策、あわせて健診保健指導の早期介入、疾病の重症化予防の予防のさらなる充実を図り、町民の健康維持と医療保険税の負担軽減に努められるよう要望するものであります。

次に21ページの後期高齢者医療特別会計から26ページの鉄道経営対策事業基金特別会計の決算状況は各自ごらんいただき、説明は省かせていただきます。次に資金運用状況について申し上げます。令和元年度の各会計の資金運用状況は、第29表のとおりでございます。以下、ごらんいただきたいと思います。29ページをお開きください。資金運営については、全て良好に行われております。

次に30ページの基金状況について申し上げます。地方自治法第241条第1項前段です。これは特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられていますが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理が行われることを確認しました。また各基金の決算年度末現在高は第30表のとおりでございます。

次に財産の管理状況に関する意見書について申し上げます。有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好であります。今後においても公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営に努めてください。

次に備品の管理は、電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状であります。したがって、そのフォーマットを利活用することにより、備品登録、廃棄、配置替え等も容易になり、担当者の事務の軽減にもつながっていると思われま。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び管理については慎重に対応されることを強く望みます。また、現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については検証し、廃棄するなど整理されたい。それから、車両管理でございます。公用車の車両については、

担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自分の車両と同じような意識を持つよう指導するとともに、公用車の徹底管理を行うこと、さらに使用者は交通安全に十分注意をしていただきたいと思います。

次に公共施設についてですが、公共施設あり方検討協議会において引き続き指定管理者対象施設をはじめ、各地域に配置されている生涯学習センターとの検討が行われる予定であり、よりよい成果を期待するものであります。

次に基金運用状況について申し上げます。本件については、地方自治法第241条第1項の後段の部分でございます。定額の資金を運用するための基金が設けられております。本町においては、該当する基金は高額療養費支払資金貸付基金と熊本県収入証紙等購入基金の二つがあります。法令並びに条例に基づいて適正に効率的に運営がなされているか、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか、審査の結果いずれも適正な運用がなされていることを認めた。なお、高額療養費支払資金貸付基金については、令和元年度において貸付の実績はなかったが、令和2年度以降も貸付が必要な世帯に対し、適切な運用をお願いする。

それでは結びに入りたいと思います。令和元年度高森町一般会計及び各特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり計数に誤りなく奇異な点も見受けられず、適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確である。また各事業ともほぼ計画どおり執行され、成果を収められたことは、執行部の努力と議会の適正な判断、さらには町民の協力によるものである。

ここで一般会計及び特別会計について、総合的に気づいた点について述べる。ハード事業として主たる事業は道路維持、道路改良事業、公共土木施設災害復旧事業等である。ソフト事業としては高森町デジタル防災行政無線施設整備事業、老人保護措置事業、子ども医療費助成事業、予防接種事業、介護基盤緊急整備特別対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、高森町立学校空調整備事業、遠隔システム導入実証研究事業、自主放送番組事業と多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当課局においては大変苦勞があったことと察する。また職員間の国県補助の密な情報共有、右肩上がりに増額しているふるさと納税の活用等町民の資産源につながるよう期待するものである。

このような中予算決算の状況を見ると、令和元年度繰越明許は11件の3億9,433万2,000円となっている。この繰越事業はほとんどが補助対象事業であり、これらを確保された実績を評価するものである。事業遂行については単年度遂行が原則であるが、国県の補助金支給決定の遅れ等によりやむを得ないものと推察される。また、経理状況を見ると執行残による不用額の増額及び安易な予算流用が見受けられた。不用額については、先が予測できない修繕費や扶助費等除けば補正による対応で不用額を減らす努力をお願いする。予備費充用については、新型コロナウイルス対策等でやはり緊急でやむを得ないと判断するが、緊急の場合を除き補正対応が原則であり、担当職員の一層の努力を望む。

次に税等の対応については、本年度の収入状況を見ると、町税の本年度収納額は前

年度に比べて上回っている。その主な要因は、町民税である。過年度分については不納欠損処分が実施されており、一般会計37件43万3,376円、国民健康保険特別会計18件の420万2,100円となっている。これは合法的な手続により行われ、やむを得ないと思うが、税負担の公平及び歳入確保の面での影響が大きいので、不納欠損を出さないよう、慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期されたい。国民健康保険特別会計の審査にあたり、国民健康保険税の滞納額が5,179万3,335円と高額であり、その事務処理に担当職員は努力されているが、平成30年度から機構改革により税務課に国民健康保険税を含めた税収納係を設置、現在滞納整理システムを導入し、税の収納強化を図っている。今後収納事務がスムーズに推進されることを期待するものである。

決算の基本は日々の会計処理が大事であることは言うまでもないが、未だに例月出納検査時の各職員の財務処理に差異が見受けられる。このことを改善するためには、財務会計の研修等が必要であると思われる。現在財政担当課において、年2回10年未満の職員を対象に研修を実施されていることは高く評価する。今後も継続されることを望みます。

終わりに、今世界上を揺るがす新型コロナウイルス感染症の問題、日本でも感染者数本年8月末現在6万8,000人を超え、志望者数1,300人弱という大きな問題となっております。このことに高森町としては、町長をはじめ職員の皆さん、議会議員の皆さんのいち早い対応と対策、町民を代表して感謝を申し上げます。今後さらに2波、3波と予想され

る中、住民の健康と幸せを守るため、執行部と議会が住民の要望にスピード感を持って対応されることを強く望むものであります。あわせて財政運営の改善に一層努力され、総合的な施策の効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、令和元年度決算審査意見書といたします。長時間御静聴ありがとうございました。

○議長(後藤三治君) 監査意見書の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。6番、芹口誓彰君。

○6番(芹口誓彰君) 6番、芹口です。これは決算には直接関係はないと思いますけれども、関連がございますのでお尋ねしたいと思いますけれども、財務諸表、これについては作っておられるのかどうか。作っておられればどういった方面に活用されているのか、また公表はどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長(後藤三治君) 財政係長、木村允哉君。

○財政係長(木村允哉君) 財政係の木村です。6番議員の御質問にお答えいたします。財務諸表については作成しており、現在高森町のホームページにて公表を行っております。それ以外の活用としましては、財政係の内部資料として各年度の財務的な経費を見たり、そういったものに活用をしております。以上です。

○議長(後藤三治君) 6番、芹口誓彰君。

○6番(芹口誓彰君) 6番芹口です。今答弁がありましたように、財務諸表につきましては、インターネット、高森町のホームページ財務欄を開けば見る事が出来ますけれども、やはりイン

ターネットを開いて財務諸表を見るという人はほとんどおられないというふうに思います。せっかく作られた財務諸表でございますので、やはり高森広報なりTPCなりで広く公表したらどうかというふうに思います。また活用方法、あんまりされていないようでございますけれども、御存じのように今の地方公共団体の財務会計は単式簿記で現金主義に基づいたものでございまして、今日提出されております資料のような状況でございますけれども、財務諸表になりますと複式簿記に準じた取り扱いということで、貸借対照書、それから行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等のデータが出てまいります。そういったことから、出来れば9月の決算報告の資料としてこのような資料のほかに財務諸表の資料もぜひ付けてほしいというふうに思います。5月31日が出納閉鎖ですので、6月、7月、8月3カ月でございますし、財務諸表については業務委託化されておりますので、当然9月議会には間に合うというふうに思いますので、出来れば9月のこういった決算の際に財務諸表の書類も提出をお願いしたいというふうに思います。それから、このような地方財政の先行きが懸念されている状況の中でございますので、今の監査意見書にもありましたように、やはり職員に対しての財務研修の際にもこういった財務諸表を使いまして研修を行っていただきまして、やはり今の財政状況というものを職員全部で共有できるようなそういった活用の方法をぜひしてほしいというふうに思っております。出来れば総務課長か町長に御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長(後藤三治君)総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)ただいまの芹口議員の質問にお答えいたします。定期的に財政研

修あるいは市町村会の研修は行っているところでございます。それぞれの職員がその都度手を挙げて研修に参加しております。今後は町独自の財政の研修をやっていきたいと思えます。当然財政係がおりますので、お互いに相互の勉強になりますので実施していきたいと思えます。以上です。

○議長(後藤三治君)今議会に提出することが出来ますか。

○総務課長(東幸祐君)はい。提出させていただきます。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに、質疑はありませんか。1番後藤巖君。

○1番(後藤巖君)1番後藤です。この7ページの欄に町税の収納状況ってあります。私がなぜ今質問するかと申しますと、去年の9月に全く同じ質問をしたんですけども、そのときは昨年度平成30年度の欄を見てもらったらいんですけども、大体件数がかなり増加しつつあったところで、税務課の方に頑張っていたきたいと。そのときに滞納整理システムとか、あと税収納係の設置で対応するという事で返事をいただいたんですが、令和元年度見る限りにおきまして、件数も金額も減っているということで、これは素直にお疲れでございました。それが一言言いたかったんです。その中で、例えばこれだけ金額が減ってきてる、件数ともに減ってきてるっていうことになってくれば、当然何か要因があったかとかそういうことが課内で話されて、さらに推し進めてやっていこうとか、そういうミーティングはあったのかなと。そういうことをちょっと聞きたくて、質問しました。

○議長(後藤三治君)税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君)後藤議員の御質問にお答えいたします。御承知のとおり平成30

年度に税務課に収納係が設けられた際に、その課税徴収につきましては税務課に移管となりました。その際、時効管理等滞納整理事務に有効である滞納整理システムの導入が決まり、平成31年度からは稼働に向けて30年度は時効管理の基礎データ入力を行い、これまでやってきたものでございますけれども、税務課の収納業務につきましては適正で公平な執行を心がけて、憲法に定める国民の義務である納税につきまして、国税徴収法、地方自治法、地方税法、期間内納付がなされない場合は督促状を発注して10日を経過したら差し押さえしなければならないという定めに従い、催告を行っているものでございます。この状況下におきまして、若干の数字の伸びが見られるということでございますけれども、電話催告それから約束を取りまして、分納誓約書、それから預金差し押さえ、給与差し押さえ等の方法を用いてやっていくという結果がそこに出ているのではないかと思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)後藤議員の御質問にお答えします。古澤課長がお答えしたとおりでございます。私たちが執行者のほうからの指示もございまして、今年度の取り組みというところで今議員が御質問されたというふうに思いますが、昨年、今年度と課長が御報告したとおりでございます。ただその中で感染症対策等がございまして、やはり直接会う機会はなかなか最小限に留めました。しかしながら、文書電話等を優先してしっかりこの計画の見直しを進めてこられたというところです。また納付計画等がなかなか守られない場合には、新たな財産等が発見された場合は差し押さえ等の滞納処分に移行することもスピード感を持って古澤課長やっていただいております。とにかく滞納者の納税意識を高めるということと、

新規滞納者が出た場合にそれに早期対応をすると。スピード感を持って対応するというところ。そこが取り組んで効果が出ているのではないかというふうに思っております。また、必要に応じて多重債務等消費生活窓口への案内も古澤課長になって行われております。また収納対策プロジェクト会議を通じて、料の担当者と連携を先ほど申し上げましたようにかなり深く業務効果を高めた結果がこの数字に出ているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長(後藤三治君)

ほかに質疑はありませんか。質疑がまだあられる方がおられると思いますので、12時になりましたので、しばらく休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)それでは1時まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長(後藤三治君)午前中に続き、会議を行います。なお、代表監査委員古庄氏から体調不良のため、午後の本会議を欠席したい旨の申し出がっております。許可したいと思います。

質疑を続けます。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。代表監査委員さん及び議会から出られております立山監査委員につきましては、長期にわたりまして令和元年度の監査、大変お疲れさまでございました。今まで私は決算に対して町の財政状況、また今後の財政の流れそれぞれを質問してきましたけれども、ただ今年については過去何年間も一緒なんですけど、ちょっと特別な事情があると思っております。その理由が熊本地震でありましたり、九州北部豪雨でありましたり、今実際起きておる新型コロナの問題であったりということで、自治体自体に対して足腰を強く持ちこたえるように国の施策、県の施策が後からどんどん出てくるということで、財政的に私たちが今まで考えておる経常収支比率の中でも地方交付税であったり、県からのいろんな支出金であったり、国の支出金であったり、そういうものをふまえて経常収支比率はどうだということも言えないんじゃないかなと今の時期はですね。そう思っております。ですから今回この決算審査に対しての質問については、この流れの中で今どうあるべきか。そしてまた町長のほうにはこの数字をどう思うかということで質問をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど1番議員のほうから税收滞納について御質問がございました。税務課長のほうから答弁がございました。昨年度の税收そして滞納額でありますから、今年度どうなっていくのかというのは分からないわけですが、ただ本日答えられたようなやり方でいかれると、このコロナ禍の中でやはり経営が非常に厳しい、また生活が変わった方たちに対しては、非常に苦しい立場に追い込まれるというふうに思いました。ですから、たしかに納税者の方たちの中で不公平感を出しちゃいかんのですが、かといって町民を私は追い詰めるべきではないんじゃないかなと思います。滞納の原因をまず担当者が探って、それをどうにか一緒になって

役場がクリアしていけるようにやって、新たな生活をつくっていただいて税金を納めていただく。その時間のスパンというものをもって、今からしばらくはいかないといけないんじゃないかなと思います。その辺について先ほど滞納された方に対しては、督促状から電話催促で行ったり差押えというスケジュールを述べられましたが、今年度からそういうことはもうしばらくは出来ないんじゃないだろうかなと思うんです。しかしながら、苦勞して納められている方たちもいらっしゃるから、その人達に対して公平性を持たせるためには、やはりそこあたりの対応の仕方というのが柔軟であったり、堅くであったりという使い分けというのが大事になってくると思うんですが、その辺について今後税務課内で徴収担当の方たちとどのように考えていかれるかということ、滞納の原因を探ってその原因を究明し、解決できるような相談窓口をつくっていかれるかということ、税務課長のほうにはお願いをしたいと思います。

それと先ほど芹口総務委員長のほうから、財務諸表のお話がありました。今までそういうものは議会の中で決算審査の中に出てきておりません。私も長く見ておりますが、インターネットまで見て、財務状況を見ません。先ほど総務課長のほうから次回から出したいという御答弁がありましたけれども、出していただくならば総務常任委員会の中で添付書類として出していただきたい。何でかという、地方自治体の決算というのは3月31日で終わるんだけれども、時間差がございます。出納閉鎖5月31日までということで、6月にならないと閉まらないんですね。その中に特別会計がございます。国民健康保険、後期高齢者、この医療費の請求については、3カ月遅れてきますね。だからそういうふうになってくるわけで、やはりこういうふうな時間差があるものについては、出来れば委員会の中で参考資料として出していた

だきたいと思います。まず今回のような決算審査の対応には、事前に総務常任委員会の中でごらんになっておれば私はいいような気がいたします。

それとあと財政調整基金について、これは副町長かな、町長かなと思うんですが、現在有価証券の額も含めると財政調整基金15億ございます。多いですね。うちの町は他町村と比べると経常収支比率は若干高いにしても、内部の中では非常に余裕がございます。しかしながらこの余裕を国が地方交付税を出すときに、もうおたくはそれだけ持っておられるからと言われはせんかなと思うんですね。ですから、どの金額が1番妥当かというのが分かりませんが、財政調整基金の上限というのがあるとするならば、どのぐらいまでなら国も県も許してくれるかなということをどなたかにお答えをしていただきたいと思います。出来ればこの金額ぐらいまでにして、あとは庁舎の建て替えをする際のときの目的基金に持っていく。庁舎建て替え基金という形でそういうふうな問題であるならば、私はまだこれ以上増えてきても結構だと思うんですが、しかしながら財調基金というのはこれは臨時的なものであったり緊急的なものに出て使うものですから、やはり庁舎建て替えのときには補助金等を使うんだと思うんですが、そういうふうな目的基金に今後は変えていったほうがいいんじゃないかというような気持ちもありましたもんですから、御質問をさせていただきたいと思います。以上3点、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(後藤三治君) 税務課長、古澤要介君。

○税務課長(古澤要介君) 10番、佐伯議員の御質問にお答えいたします。じっくり時間をかけて納税者の方とお話をして、その事情等長いスパンで考えてやってほしいということで

ございまして、相談窓口の開設はどうだろうかということでございましたが、分納誓約いただく場合とか普通の収納の場合とかゆっくりお話をする機会はございましたけれども、今まで以上にゆっくり時間をとって別室でお話をすると。その方法についてはまた担当とお話をして、今年には特に最近大変な時期であると、いつもと違うということでございますので、担当者とお話ししながら、これから納税者の方の相談については進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)ただいまの10番議員の質問にお答えします。只今の財政諸表の件ですけれども、今ホームページに載せてあるのが平成30年度分でございます。例年3月に公表をするようになっております。なぜかと申しますと、一組あるいは南鉄分の決算等も載せなくてはいけないという形になっておりますので、まだその辺の書類がそろっておりませんので、来年3月に公表します。その折に総務文教委員会のほうに提出をしたいと思っております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)副町長、服部信一郎君。

○副町長(服部信一郎君)財政調整基金のことについてお答えいたします。現在本町では調整基金約15億円ございます。今議員おっしゃいましたように平成二十七、八年ごろぐらいでしたか。国の経済財政諮問会議の中の民間議員から地方の財調あるいは基金全般に非常に貯めこんでいるのではないかと。地方交付税の原資としては国税の一定割合ですとか、あるいはそれで足りない分は国が赤字国債を発行して、財源にしているものですか

ら、そもそも地方交付税がこんなに要らないのではないかという議論の中で、基金の問題が出てきたかというふうに承知しております。そうした中で、地方側としてはこういった基金の残高については、地方の取り組みの結果基金が積み上がっていると。なおかつ災害ですとかあるいは補助金ですとか、交付税措置がない施設の整備、主に庁舎の整備ということになろうかと思えますけれども、そういったことのためにこれはもう基金としているということで、結果としてその議論があった以降、この基金の残高に応じて交付税総額が減じられるというところはなかったかというふうに認識しております。ただ税といいますのは、貯めこむよりは有効に活用して使って、住民の方に利便性を高めていただくと。そういったそもそもの理由がございますので、そういった形でその基金をどの程度までならいいのかとかというのはなかなか難しいところではあるんですけれども、今の水準が高過ぎるとか、低過ぎるとかというところはないと思います。ただ、繰り返しになりますが、あまり基金というのは多くするのではなく、使うべきところでは使うということが必要になってくるというふうに思っております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)佐伯議員の御質問にお答えをいたします。今古澤課長、東課長、服部副町長がお答えにそれぞれなりましたが、財政調整基金に関しては15億円ということで、私が1期目に初当選させていただいて、そのときがたしか8億円ぐらいだったと思います。事業をやりながら増やしてきたというところなんです。最初に平成23年に就任したときに23、24で各地区を政策説明会で回らせていただいたときに高森町を7,000人とすると、また山間部がある地域自治体で約20億円ぐらいの財政調整基金を私の代で貯めたいと。これは

希望的観測でございます。なぜならば、多分将来災害等もスピード感を持ってやらなければいけないと。少なくとも4億か5億ぐらいはすぐ使えるお金がないといけないというお話を町民の人に説明会でしておりました。個人としては、やはり20億円ぐらいは持っていきたいなところがありましたが、九州北部豪雨災害そして25年ぶりの阿蘇中岳噴火、そして44年ぶりの豪雪、そして熊本地震、そしてこの新型コロナという中で議会議員の皆様の御協力をいただきながら財務の数字も含めて頑張ってきた結果が出ているのではないかなというふうに考えているところでございます。

議員がおっしゃるように目的基金にするということも大事ではございますが、私の任期があと2年何カ月、半々ぐらいですので、自分が政策集に掲げたこと、選挙で挑むときに政策集に掲げて民意を得たことに関して、そしてなおかつそこに議会議員の皆さんが協力をして理解をしていただくこと。そして何よりも町民の方が求められている事業には積極的に使ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、職員の皆さんには平成17年か18年にたしか中長期財政計画が私の前の時代につくられておりますが、私が就任したときにたしか6年間か7年間は更新もなされておりました。それを平成27年だったと思いますが、27年には新しい中長期財政計画を打ち出すことが出来ましたので、若い職員も育ってきているのではないかなというふうに考えております。

ただ一つははっきり言えるのは、これから熊本地震の起債等も当然償還も始まりますし、同時にやはり先週もあったような台風10号のような突発的な災害が考えられるような、こうい

う気候状態ですので、やはり私は今の財調ぐらいは必要かなというふうに思っております。同時に財調だけではやはりどうにもなりませんので、ふるさと応援寄附金も今まで本当に頑張ってきました。今年後藤議長にお願いをいたしまして、各議員さんにも今後御協力また積極的な広報等お願いしたいということと、高森町出身の方でやはり高森以外、つまり熊本以外で頑張られて大変ふるさとを考えられている出身の方もいらっしゃいますので、いろんな形でそのような高森を出られた方の思いも含めて、そういう形でふるさと寄附金も応援をしていただく、理解をしていただく。そしてその事業には町が全面的にバックアップをしていきたい。そういう自助共助と公助というところをしっかりと作り込んでいきたいなというふうに考えております。今後もまた基金の増設もしくは使い方、もしくはこの事業に関してはやるべきだというスピード感が必要なときには、各議員の皆様の御協力とアドバイスをいただけますをお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯でございます。ありがとうございました。税務課長の今の答弁なんですが、非常にコロナ禍の中で滞納者に対する対応というのは難しくなってくると思うんですが、先ほどから何回も言うように一生懸命苦労して納められておる納税者の人たちのためにも、やはりその不公平感が出ないように考えなければならない。だから時間をかけてとは言いますが、時間のかけ方にもやっぱり非常に力加減が必要になってくるわけですね。ですから、納税できなかった原因が何なのかというのをやっぱり一緒になって解決していくということ。

私たちが今付き合いのある農家の皆さんたちは、今外国人の労働者の人たちを雇っている。日本人を雇ったほうが大体なら言葉も通じるし、心も通じやすいということで願ってらっしゃるんですが、なかなか人を雇うと言ったときにそういう方たちがいらっしゃらないんですね。トマトも一緒、キャベツも一緒、何でも一緒なんですけど、やっぱり農家の人たちの労働力不足というのは顕著に表れてる。ですから納税は要するに税務課がやる、主に中心的な役割なんですけど、行政の悪いところはそこで縦割りで行ってしまふ。そこで横にちょっと目を配ってやっていくと、しまった、そういう人がおったなら紹介してもらえば良かったというのが農林政策課とかにあるんですよ。ですからお仕事を見つけてあげる、新たな経済を構築させる、生活を構築させるという意味では、庁舎内で課内だけではなくして、庁舎内全体で話し合いをしながら、滞納されておられるところの原因解決に向けて頑張っていたきたいなというふうに思います。

それと総務課長さんの今言われた総務常任委員会の中でということですが、私はそれで結構だと思います。今まで決算審査されまして、今までずっと見てまいりました。内容的にはそう変わらないんですね。もう平成3年から私が見ていると中身の文章はそうは変わらないんです。しかしながら今だって続いておると。この高森町が人口は減少してますよ。ですから、やっぱりそこあたりでより一層の資料が必要であるということであるならばより一層の資料を近代化した形を出していただいて、総務常任委員会の中で歳入全般も含めて検証していただくという機会はよろしいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから財政調整基金の件について、今副町長と町長のほうからお答えをいただきました。

20億ということで最初目的を挙げられたということなんですが、私も財政調整基金という言葉を知ってから、これは多いほうがいいなと昔は思っていました。思ってたんだけど、あんまり国を信用しきれなかったもんだから、地方交付税算定基準というのが意外と曖昧で、実際その地方交付税の20億の中に純粋な地方交付税、町の力に応じた地方交付税はいくらなのかというのを出したときに、なかなか出てきにくかった。それ以外に減債用として、または過疎債用としてとかいろいろなひもつきの残りのやつとかいうのがあって、最終的に20億から22億の間を推移してきておったんです。だもんだから、そのときのボールペンの先で少し変わったら困るなと思い始めてきて、財政調整基金はどのくらいの金額が6,500人ぐらいの町でいえば、国が認める額になるのかなあというのを純粋に考え始めたもんですから、町長、副町長のほうにお尋ねをしたわけです。

簡易水道事業基金とか農業用水基金というのは目的基金であります。当時の補償があった分に対して、絶対これは崩せないという基金でありますから、これは推移していくと。これには国も県も何も言わないと思います。

あとふるさと応援基金について今町長が言われましたとおり、ふるさと応援基金のように便利な基金はないんですが、これはどんどん増やしていただきたいと思います。ふるさと応援基金については、僕は増やしたほうが良いと思っております。ですから、増やしていい基金となるべく抑えなければならない、もうこのあたりで抑えなければならない基金というところを上手く相殺をしながら、調整を財政のほうでしていただくことが必要になってくると思います。

16番目にあるつながるひかり基金通信基金についても現在2,000万ありますが、20

24年には高森町内を走っておるADSLは全て終わります。そうなってくると、光通信に加入しなければならない。そのときに光通信に加入したときに、スマホ、iPhoneを持ってる人たちが自宅Wi-Fiを光通信、高森光でやろうとしたときに、今は選択肢があるからヤフーとかauとかワイモバイルとかいろんな中で月々の契約金が2,900円とか1,980円とかで言ってるのが、4,000何百円になったら、ちょっと困ります。ですから、そのときにやはりある程度加入者が増えてきたらそれだけ運営費が生まれるわけですから、やはり光通信機器にももう少し目を向けていただいて、今後2024年に備えて加入者がどっと増えたときに通信料、プロバイダー料金が下がるような策を練っておいていただきたいと思うんですけども、その点についてはまとめて町長のほうで御答弁をいただければなと思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)自席から失礼いたします。今佐伯議員からアドバイスも含めていただきました。財調に関しては、どの規模感というところを御自身も考えられたということですが、私が就任した11年前ですか。20億と漠然な数字を持ったのは普通交付税が高森町が約20億ぐらいだったので、簡単なことを言うとそれが1円も入ってこなくても、1年間は運営出来るのは約20億じゃないかなと。ただそれにはかなり引き継いだ時点での財政状況だったり、基金状況考えると非常に困難だということをごを当時思ってたところでございます。

目の前に見えてきましたし、ふるさと応援寄附金も増えてきておりますし、ここからさらに議員がおっしゃるように増やすためには、やはり全員一致で議会議員の皆さんの御協力をいただきながら増やしていければというふうに考えております。

つながるひかり基金に関しては議員が1番御存じですが、共聴組合だったり、光ブロードバンドが入る前にそのテレビを見られてたところが解散をなされて、今TPCたかもりポイントチャンネルでテレビを見られている、デジタル放送を見られているというところ。将来万が一もう1回元に戻したいと言われたときに、それに対応するために実は1番最初は基金を作らなければいけないなというところからのスタートでした。企業誘致というのは、高森ではなかなか交通網だったりいろんなことを考えると、これは夢物語のことを言っても始まらないと私常々言ってますので、ここに企業をつくらせようということで出来たのが光ネットワーク株式会社でございます。その法人税を含めたりいろんな税があったものを、今基金に積み立てていってるというところ。す。

24年にADSLがなくなる。そこで議員がおっしゃるように、今の契約でいうと4,000円弱ぐらいですか。これは都会であれば、NTTドコモと携帯と一緒に契約だったら2,000円とか2,980円とかもあります。ただ、高森町の1番すごいところは、1番お金がかかるのはやっぱり最初に契約をしたときに全てが引きこまれてますので、もう要は工事代金が全くゼロ。都会での工事代金ゼロというのは非常に実現しやすいんですけど、この山間部の工事代金ゼロというのはなかなか難しい。先般小国町のとある議員さんが、小国の中でかなり山間部のほうに帰ってこられて光ブロードバンドを引き込もうと思ったら、すごい金額だったと。工事代金。そういうところもございます。高森に関しては引き込みがもう終わっているということ、基地局を二つつくってますので引き込みがしやすいということ。しかしながら、やはりサービスとしてはどうしても光ネットワーク株式会社だけのサービスになりますので、議員がおっしゃるよう

にNTTドコモだったりKDDIだったりとのタイアップだったなら、もう少し安くなるときもあるだろうというふうに考えております。

将来的にはつながるひかり基金も24年までにはもうちょっと積み上がってると思いますし、今後も光ネットワーク株式会社さんには民間企業ですので頑張ってください、より多く儲かっていただいて、町にも税金を納めていただいて、またそれをきちとした形でその時々の方の皆さんとお話をしながら住民に対してのサービスに使っていければ、また地域に対してのサービスに使っていければいいかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、本件については各常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

**日程第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率の報告について**

○議長(後藤三治君)日程第7、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務課長、東幸祐君。

○総務課長(東幸祐君)報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により自治体財政の健全化を表すものでありますが、本町の令和元年度決算を見ますと実質公債費比率だけが該当をしております。その数値は早期健全化基準25%に対して本町では5.7%であり、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っております。また、その下の簡易水道特別会計においても資金不足比率は該当をしております。監査委員の御意見としましても特に指摘する事項はないということでありました。以上報告いたします。

○議長(後藤三治君)ただいま報告が終わりました。本件は報告事項であります。質疑があれば質疑を許可します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。これで報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了します。

-----○-----

日程第8 議案第53号 高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長(後藤三治君) 日程第8、議案第53号、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、岩下徹君。

○住民福祉課長(岩下徹君) 議案第53号で御提案いたしました、高森町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は子ども子育て支援法の一部改正、また厚生労働省令となります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、今回提案いたします条例の上位法令となります特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことにより、御提案するものでございます。

主な改正内容といたしましては、大きく2点ございまして、一つ目には幼児教育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いが変更となるため、満3歳以上の保育認定のお子さんの副食費について、保護者から支払いを受けることが出来る費用の範囲として新たに追加するもの、それからもう1点は子ども子育て支援法の改正により用語の改正、つまり略称などが改められております。

ここでは新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。提案説明文から14枚ほどめくっていただきますと、横向きの新旧対照表がございます。44ページ、全体でございまして、その中で4ページをごらんいただいて説明したいと思っております。44分の4と書いてあります。新旧対照表です。ここの第5条の3行目になりますが、右側、これが旧になります。支給認定保護

者で下線がございます。文言が左側が新になりますけど、教育、保育給付認定保護者となります。主にこういう文言の改正でございます。今御説明しましたのは、支給認定という略称を教育、保育給付認定ということです。以下ほかにもございますが、主にこういう文言の改正等を行うものでございます。なお、条例整備の猶予に関する経過措置というものが置かれておりまして、本来昨年10月1日から施行されている新しい運用基準でございますけれども、市町村での条例が制定施行されるまでの間はこの新運営基準は当該市町村の条例で定める基準とみなすとされていることもふまえて、今回御提案するものでございます。以上御説明申し上げましたが、御審議いただきまして御決定賜りますようお願いいたします。提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第53号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

————○————

日程第9 議案第54号 高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長(後藤三治君) 日程第9、議案第54号、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。建設課審議員、高崎康誌君。

○建設課審議員(高崎康誌君) 議案第54号で提案御提案いたしました、高森町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の改正は高森町大字高森1376番地の1の高森町貸付住宅、村中中団地の解体に伴う改正であります。新旧対照をごらんください。別表の村中中団地33平米を解体により削除しました。当該住宅は昭和37年度に建築され、57年が経過し、老朽化が著しく、平成27年度から入居者を定めない政策空き家としていたものです。以上御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 討論なしと認めます。お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君) 異議なしと認めます。したがって議案第54号、高森町特定公共賃貸

住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 高森町一般会計補正予算について

○議長(後藤三治君) 日程第10、議案第55号、高森町一般会計補正予算についてを議

題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長(草村大成君) 議案第55号で御提案いたしました令和2年度高森町一般会計補正

予算第6号について、御説明を申し上げます。今回の補正は歳入歳出それぞれ2億6,539万9,000円を追加し、予算の総額を64億8,942万5,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。債務負担行為補正について御説明をいたします。今回リースや通信にかかる経費として複数年契約するため、五つの追加事項がございます。それぞれに契約期間と限度額を設定いたしました。内容については歳出に計上しておりますので、ここでの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

6ページをお開きください。続きまして地方債の補正について御説明をいたします。こちらにつきましては、今年度起債を活用して実施する事業のうち、未計上分を1追加で計上させていただきました。具体的には後ほど歳出で御説明をいたしますが、町立学校の特別教室へのエアコン整備に係る事業分及び7月の豪雨により被災した道路等の災害復旧工事に係る事業分を借り入れ予定といたしております。また消防車両格納庫及び詰所の新設工事分について、当初は過疎債を借り入れるというふうに予定をいたしておりましたが、緊防

債のほうに振り替えて借り入れる予定としております。2変更につきましては、これまでの起債協議の状況及び今後の起債協議予定により、それぞれの限度額の変更をさせていただきました。

続きまして10ページをお開きください。歳入に移ります。御説明をさせていただきます。第11款第1項地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により7,659万3,000円を追加計上いたしました。当初予算とあわせて、地方交付税総額は22億2,659万3,000円を予定いたしております。第15款第2項国庫補助金につきましては、今回歳出に計上しております各種補助金の財源となる国の補助分をそれぞれ計上いたしました。当初予算と合わせまして、現時点で総額8億284万7,000円を予定しております。11ページをごらんください。第16款第2項県補助金につきましては、各種補助事業に係る県の補助分をそれぞれ計上させていただきました。当初予算と合わせまして、現時点で総額が5億5,680万5,000円を予定いたしております。続きまして12ページをお開きください。第19款繰入金につきましては、財政調整基金を7,707万2,000円減額いたしました。また今回歳出で計上しております事業の財源とするため、ふるさと応援基金を550万円、復興基金を350万円繰り入れる予定といたしております。また、後ほど特別会計の補正で担当課長さんより説明をいたしますが、昨年度の決算に伴う精算金として各特別会計から710万8,000円の繰入金を計上いたしました。13ページをごらんください。第20款繰越金につきましては、令和元年度決算額により9,864万円を計上いたしました。続きまして14ページをお開きください。第22款町債の内容につきましては、先ほど地方債補正で御

説明したとおりでございます。なお、今年度の借入総額は現時点で7億1,051万3,000円を予定いたしております。また、そのうちの半分3億円弱がデジタル防災無線となっております。

続きまして歳出について御説明をいたします。歳出につきましては、カラープリントのほうで補正予算概要書の中で説明できる、私が説明を行ったほうがいい事業に関して説明をさせていただきます。主要事業のみに説明を申し上げます。概要書の右上にページ番号を記載しておりますので、そちらを見ながら内容を御確認していただければと思います。

まず1番、エンタメ業界と連携したまちづくり事業について御説明を申し上げます。これは国の地域おこし協力隊制度を活用し、エンターテインメント業界と連携したまちづくり事業を実施するために、4,008万円を計上いたしました。町からの繰出金はございません。特別交付税で措置されるために、実質負担はゼロとなります。具体的には新しく創設される096K熊本歌劇団、これは全国のオーディションがあったと思いますが、団員さんに地域おこし協力隊の活動を委嘱したいというふうに考えております。旧高森温泉館を拠点に、特に福祉事業における政策間連携を強化いたします。

また、この096K熊本歌劇団の特徴は、やはり動画サイト、情報発信。つまり今でいうYouTubeの専用の情報発信等々含めた動画のサイトの運営による地域情報外部への情報発信、これと私たちが持っているたかもりポイントチャンネルを連動させたいというふうに考えております。つまり地域おこし協力隊になれるということは、隊員自ら高森町町民が見るたかもりポイントチャンネルの企画番組の出演、これによってTPCのさらなる幅の厚さ、合わせ

てエンタメ業界とのまちづくりに町民の方が参加される形になるのではないかというふうに考えております。これは特に歌劇団は若い団員の方とかオーディションを勝ち抜かれた方だと思いますが、劇団でするので高齢者の方だったりテレビをごらんになられる方、通常であれば熊本市内まで行かなければ見れないような活動等も見られるのではないかというふうに考えているところでございます。

また今後エンタメとの協定連携の中で、やはり超がつくぐらい有名な漫画のコンテンツを持たれておりますので、超有名漫画コンテンツを使った新商品をふるさと納税の返礼品に構築できないかなというふうに考えておるところでございます。これに関しましては、やはり大事なことはもちろん地元の商品を絡ませるっていうことも大事ですけど、そもそもここで新しいエンタメの法人が活動するわけでございますので、高森の会社にもなるというふうに考えております。つまり元々持たれてるコンテンツが当町が使いやすい形、使わせていただけるような形づくりに首長としては持っていきたいというふうに考えております。

また、漫画コンテンツ、これは今も国際マンガCAMPやっておりますが、これは可能ならやはりここで漫画コンテンツと連携した商品を全国に発信したいと。これは長いスパンが要るかとは思いますが、将来の少子高齢化だったり人口減少、そして過疎地域の課題解決にいろんなことをやるよりも、非常に可能性が高い将来の税収の確保という部分では可能性が高いのではないかなと。自主財源として可能性が高まるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、これは全て連携協定は結んでおりますが、法人ともですね。ほかも含めたエンタメとのまちづくりというところに議会の皆様の御理解と御協力と何よりも町民の皆

様の御理解が必要かなというふうに考えております。

続きまして、次のページの2番の地域おこし企業人交流プログラムを御説明させていただきたいと思います。このプログラムは、民間企業の人材を受け入れて専門性を生かした地域おこしを推進する国の制度です。これは特交です。特別交付税ですので、高森町の実質負担額はゼロとなります。本町では新しい産業創出を目指していると。これは過去にない産業創出を目指していると。連携協定事業のマネジメントに従事する、つまり連携協定の中の事業をマネジメントする。そこに専門でやる人を民間企業から受け入れて、先ほど1番で説明いたしました例えばの話ですけど、エンタメ業界と連携したふるさと納税の返礼品等々、ブランド品の開発だったり拡大等、そこに取り組んでいく人材をこの制度を使って取り入れていきたいというふうに考えております。

続きまして5番の集落サポートプロジェクト事業をごらんください。これは昨年度も議会の皆さんに決議をいただいてやった事業の令和2年度バージョンでございます。去年は買い物支援サービスを野尻、草部地域でやりました。そのときにテントといすを100%補助で約15、6箇所入れさせていただいたわけですが、これはもちろん原資は国の厚労省の事業でございます。それが県におりてきまして、県の事業となっておりますが、これを今年度も行いたいというところです。

今年度は去年のこの介護拠点事業、つまり私の言い方でいうと公民館の再生事業ですね。公民館再生事業で約15、6カ所を昨年やったわけですが、昨年公民館を扱ったところに今年この事業を落とし込みたいというふうに考えております。財源は全て506万

円、100%補助金の補助の事業です。

何を落とし込むかといいますと、各公民館にインターネットの回線とWi-Fiの環境とノートパソコンを整備したいというふうに思っております。先程申し上げましたようにこの事業に係る506万のうちの500万円が県の100%補助で町の負担額は先ほどゼロと言いましたが、6万円ということになります。今後はどういう使い方をするかとなりますと、高齢者の方に光ブロードバンドを引き込んで各公民館でWi-Fiを使って、ノートパソコン使いなさいといってもこれはなかなか難しいわけでございますので、必ず各地域に今後は集落支援員制度等を使ったそういうサポートを出来るような支援づくりを政策集の中では掲げておりますので、そこでそういう集落支援員の方が先頭に立って使っていただくということも、予定をしておるところでございます。そのことによって、集落支援員もこれも活動費っていうのは国から出ますので、毎年の例えばその通信費のランニングコスト等々は、その集落支援員の制度の中から出せるのではないかなというふうに現時点では考えているところでございます。

続きまして、10番に移ります。10番の給水車購入事業について、御説明を差し上げます。給水車となりますと、市レベルぐらいでしか持ってないのではないかなと思いますが、何も町村が持たらいけないという法律もございませんので、当町は購入をさせていただきたいというふうに議会にお願いを申し上げます。理由といたしましては、当然いつ起きるか分からないこの豪雨災害で今後避難勧告が来年度から避難指示になるということが現状でも避難勧告を先般出したばかりでございますが、一方では高齢者の方に運転免許証を返納してくれと。交通の例えば公共機関利用してくれ、もしくはやはり高齢化に伴って

自力での避難が非常に困難になってくるという課題も出てきているところでございます。またコロナウイルスで各避難所に密を避けるというところで、有事の際も密を避けることを最優先ではございません。命が最優先ですけど、2番目には密を避けるというところから、自宅避難も選択される選択肢の一つになってきているわけでございます。そのような場合、やはり断水した場合にどうしても高齢者のお年寄りの方だったり、弱者の方が水を確保出来ないのではないかなというところで、町で給水車を持つべきだというふうに判断をして、給水車2台分の購入費として4,000万円を計上させていただきました。この事業は地方創生臨時交付金事業を活用予定といたしております。また町の負担は全額ありません。見込みと私自身思っております。

また同時に新しい生活様式にも対応した支援という部分での切り口で言っても、やはり必要ではないかというふうに思っておりますし、今後も緊急支援だったり、防災の対策の充実ということは進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、私のほうから詳細に大きい金額の部分を説明させていただきました。御提案している事業に関しましては、全部で12個概要書に載せております。何か質問等あれば事業別に、また御質問にお答えさせていただいております。今回の補正予算について御説明を申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

お諮りします。質問は休憩後にしたいと思いますので、ただいまから10分間、2時10分

から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長(後藤三治君)休憩前に引き続き会議を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)4番牛嶋です。今の説明の中でいくつかありまして、まずは地域おこし協力隊。現在活動されている地域おこし協力隊は大体何名ほどおられるかですね。それと今後コアミックスの事業の中の新たに25名の地域おこし協力隊員を招かれるということですが、拠点は高森温泉館の寮をつくってそこで活動されるということです。最終的にはコアミックスの社員のような活動をされるんじゃないかと思うんですが、これを地域おこし協力隊として高森町が管理をするということは、高森町の意見が100%通るといって考えてよろしいか。またその他経費等かかる時のコアミックスの所属ということであれば、そのあたりの割合とかはどういうふうな取り扱いにするのか、ちょっとそこあたりの詳しいことをもう少しと給水車4,000万ということで、2台ということで1台2,000万ですね。給水の量ですが、何千リッター、あまり大きければ田舎のほう、山間部は道路状況で入っていけないから、あまり意味がないような意味合いもありますので、車両の一応大きさと積載量、このあたりをちょっと教えていただきたい。

○議長(後藤三治君)政策推進課課長補佐、村上純一君。

○政策推進課長補佐(村上純一君)牛嶋議員の御質問にお答えいたします。地域おこし協力隊の全体の数ですけど、申しわけございません。全体の数を把握しませんので、委員会のほうで町の中でやっている地域おこし協力隊の数を集計しまして、御報告させていただきます。

それから今回の補正予算で御提案してます、地域おこし協力隊のコアミックスとの連携事業の件について御説明いたします。所属は高森町の地域おこし協力隊、会計年度任用職員になります。その活動の全ては、費用につきましては、活動費の中から全て支出することになります。地域おこし協力隊ですので、町の規則条例に基づいた身分になりますので、その辺もしっかり連携して進めていくことになります。費用につきましては、そちらの御説明でさせていただきたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)牛嶋議員の御質問にお答えいたします。購入を予定している給水車ですが、4トン車と2トン車を計画しております。道路幅員が狭いところは2トン車、通常の4m以上であれば4トン車ということで、2台を予定しております。また最大積載量につきましては、2トン車が1,900リットル、4トン車が3,800リットルでございます。以上です。

○議長(後藤三治君)4番、牛嶋津世志君。

○4番(牛嶋津世志君)給水車については、4トン車、2トン車そういう案配だろうということでございます。また地域おこし協力隊の件に関しましては、コアミックスさんと高森町の関係あた

り、地域おこし協力隊に25名来られる人たちの取り扱い等、もう少し詳細に後でいいですから、その辺をまとめて議会のほうにも書面でいいですから、出してもらおうとありがたいかと思っておりますので、そこあたりよろしくお願いします。

○議長(後藤三治君)4番議員から要望がありました。常任委員会となりますと、5名の方しか知りえないこととなりますので、出来ますならば、今後の町の今後についてもいろいろ問題があると思っておりますので、全員にそういう機会を持っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番佐伯です。今牛嶋議員のほうから提案されて、議長のほうから全員協議会と言われましたけれども、今出せると思うんですね。エンタメ業界との連携したまちづくり事業ということで、新たに25名の方を地域おこし協力隊員として招き入れるということ。事業内容については、096K熊本歌劇団と連携したまちづくりプロジェクト。これ見た限りでは096K熊本歌劇団という団体もいらっやって、それと一緒にうちの地域おこし協力隊が加わって活動するというふうに聞こえますけれども、本来これで見れば、実質は096K熊本歌劇団自体がうちの地域おこし協力隊員じゃないんですかという質問なんですよ。そうなってくると、コアミックスとの要するに資金関係、提携関係について微妙なところが分からないと、いろんな企業がいらっやるわけ。そこあたりが人を雇うときに地域おこし協力隊として雇えるんだったら、会計年度任用職員であって実質働いている場所がコアミックス内である。それでも許されるのであれば、他の企業も該当する企業が出てくるでしょうと。ですか

ら地域おこし協力隊というのは、あくまでもこの地域を起こすためですから、町長が言われる福祉事業連携であったり、人材教育連携であったり、国内外へのPRとネームバリュー向上のための活動であったりということで、キャラクターとしてその25名を雇われて、その方たちが高森町だけのことをされるというのであれば、それはそれとして地域おこし協力隊で、私は高森町を經由して国から事業費をいただいて、トンネルで落とす分については問題ないと思う。

しかしながら、096K熊本歌劇団としてコアミックスの仕事もされるということであれば、コアミックスの仕事を受けた分についての費用については、私たちの収入になるんですか。雑入として入ってくるんですか。人件費として入ってくるんですか。もし衣装がいるとしたら、その衣装代はどうなるんですか。また遠征するとしたら、遠征したときの食糧費はどうなるんですか。そういうふうな話を私たちは聞きたいわけ。

コアミックスが温泉館を買っていただいたのは確かにありがたいことですが、しかしながらそのあとにいろいろとエンタメ業界との連携の中で、行政とはいえ、地域おこしとはいえ、ある程度の秩序と今までの法解釈等もございます。ですから、どこまでが良くてどこまでが悪いのか、どれはいけなくてどれがいいのかということをはっきりさせてないと、やっぱり他にもこういうふうな該当するところがあるんですよね、該当してくる場合があると思います。ですから、その辺についてははっきりじゃなくても、将来的にこういう事業を進めていくなら町としてはこう考えています、コアミックスとこういう連携をしていきたいですと、こういうふうと一緒に二輪両輪のごとくやっていきたいですという話を持ち出していただかないと、町長の話は地域おこしのことでやられ

ることだからいいんだけど、でもこの説明書を見るとあくまでもコアミックスなんです。

今回にある地域おこし企業人交流プログラムについても一緒ですよ。株式会社じぞう屋、東京都吉祥寺株式会社コアミックスのグループ企業の方を、地域おこし企業人の本町での活動をしていただくと。連携協定事業のマネジメントによる協定目標達成に向けての取り組み、営業の専門知識や東京都内での人脈と経験を生かした地域ブランドの東京都市圏への1, 200万人都市への戦略として、この人を利用したいということであります。

ですから、そういうふうな形でやるならやるように、どの辺までじっくりと手を握ってやっていくのか。あくまでも国の制度事業を使うんだから、これは会計検査対象でしょう、恐らく。これが私たちの解釈だけでいいですよと言えるんですか。それが分からないから聞いているわけで、その点について、政策推進課長さん、お答えをいただきたいと思います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)佐伯議員の質問にお答えさせていただきます。まず、今回の096K歌劇団の地域おこし協力隊と町との関係性になりますけども、あくまでも高森町の地域おこし協力隊として任用をいたしますので、地域おこし協力隊が歌劇団として活躍するようなイメージになります。またそのPRなど町のネームを向上させていただくような活動に関しましては、町の費用として認められると思っておりますので、その費用のあたりはコアミックスとこの部分が地域おこし協力隊の活動、ここがコアミックスとの活動っていうのは協議をしながら決めていきたいと思っております。以上です。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番、佐伯です。今政策推進課長が言われた096K熊本歌劇団の

活動というか、結果的にはこれ自体が地域おこし協力隊のメンバーだというふうに捉えていいと思うんですが、しかしながら会計年度任用職員というものは、地方自治法の中にある地方公務員法、そこからいったときアルバイト等についてはまだ認められてない。兼職がまだ認められてないと私は捉えています。そうなってきたときに、町の仕事として096K熊本歌劇団を名前をつけて町が送り出して、町のそこにある20人乗りのバスで送り出して、いろんなところで活動させて高森町の名前を売って回るというとなれば、それはそれでいいでしょう。

しかし、コアミックスの仕事を一緒にするということになると、これは地方公務員法にも該当してくるわけ。そういうところはどういうふうにしてクリアしていくのか。会計年度任用職員、これはあくまでも要するに役場の職員に準用するわけですから、当然アルバイト、兼職等については禁止されてきとる。そういうものもふまえた上でどうするかということも、今こういうことを決める前にそういうところまでもこういう質問があるだろうということを前提に協議してから出さないと、今から協議していきまして言うけども、096K歌劇団の募集というかオーディションはもうこれ終わつとるんじゃないですか。採用されてるとじゃないの。今からですか、これが。ちょっと遅いような気がするけれども、課長さんどうですか。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)自席から佐伯議員の質問にお答えさせていただきます。まず

月曜から金曜日までといたしますか、通常の地域おこし協力隊としての活動は概要書のほうにお示ししておりましたとおり、その部分の町での活動をやっていただくようなイメージです。

土日に関しては、城彩苑などでの講演とか、ほかのところに回っての講演が入ってくるというところで聞いております。また、会計年度任用職員につきましては、短期のものに関しては副業といいますか、アルバイトがOKということになっております。以上です。

○議長(後藤三治君)10番佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)最後になりますが、3度目ですから締めたいと思いますが、この25名、地域おこし協力隊は会計年度任用職員で短期ですか。短期なら通常皆選ばれるんですよね。フルタイムであったり、ハーフタイムであったり選べるんだけど、その程度でこういうふうな今町長が言われたようなTPCのさらなる活性化とか、福祉事業連携とか人材教育連携、国内外へのPRとネームバリューの向上、熊本城彩苑にての舞台、いろいろ書いてあります。有名漫画キャラクターとタイアップした地場産業活性化。これは私たち素人だから、下手だからそういうことはしきれん。できません。でもちゃんとして、やる気のある若い人たちだったら、いろんな活動ができると思います。ですからそれは期待します。

しかしながら、ハーフタイムという認識は僕はない。これはフルタイムだろうと。フルタイムだったら、実際良い。これは該当してくるわけなんだから。週何十時間の勤務になるかということとを厳格にやったら分かるでしょう。土曜日曜まで出て行ってするんだけん。ハーフタイムというのは理由にならん。フルタイムですよ、フルタイム。だからこそコアミックスとちゃんと事前にそこあたりの協議をしておきなさいと言ったわけです。この事前の協議がちゃんと私たちが納得するような会議、結論じゃないけども、内容で出てこない限り、私たちは国に対して裏切り行為をすることになるから、十分検討して後々報告をしていただきたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)この件について、違う意見がありましたら、お出しいただきたいと思いますが。内容でございますが、今4番、10番議員からそれぞれ問題点について提起されました。町のほうとしてそれに確実に応えられる資料等を作成されて、今聞かれた意見等を十分お聞きになったと思いますので、これはこういうことで出来るというようなことで、先ほど申したとおり議場でしててもちょっと時間的に無理ですので、来週各常任委員会が行われる前に全員でこの件について御説明を受けた後、その後各常任委員会で、担当課で審議していただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)そのように取り計らいますので、執行部としては今お聞きになった意見等をまとめて、対処方法をお示ししていただきたいというふうにお願いしたいと思います。これ以外のことで質問がある方いらっしゃいませんか。2番、津留智幸君。

○2番(津留智幸君)2番、津留智幸です。概要書の5番、集落サポートプロジェクト事業についてお伺いします。各集会所、公民館等にノートパソコン等の情報通信機器を整備するということがとてもありがたいことですが、お願いですけれども、ノートパソコンだけではなくプロジェクトターであったり、プリンターであったり、そういった周辺機器もあわせて整備していただくと、それぞれの地区、集会場等でいろんな会議においても便利がよくなりますので、ぜひその点も御検討をお願いしたいと思います。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)津留議員の御質問にお答えをいたします。集落サポートプロジェクト事

業ですが、先ほど御説明のときに申し上げましたように、昨年介護拠点事業をやったところに今年はこの事業を落とすというところですので、昨年介護拠点事業やったところに今年度当初予算で約55型以上のスタンド式のモニターを議会から承認をいただいておりますので、今年集落サポートプロジェクト事業を行うところに関しては、少なくともプロジェクターというか、要は55型以上のスタンド式のモニターは入ることになっております。それは当初予算で議会のほうから議決をいただいております。それ以外のものに関しては、何かあればまた伝えていただければというふうに考えております。以上です。

○議長(後藤三治君)ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第55号は各常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第11 議案第56号 令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第11、議案第56号、令和2年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第56号で御提案いたしました、令和2年度高森町国

民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算の主なものは、令和元年度決算による繰越金額の確定及び一般会計からの繰入金精算による増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を得る必要がありますので、提案させていただくものでございます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に394万5,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ11億1,667万9,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第11款、第1項、第1目繰越金として、前年度からの繰越金を394万5,000円増額しております。次に、7ページをお開きください。歳出予算です。第9款、第3項、第1目の一般会計繰出金につきましては、令和元年度決算に伴う職員給与費等の一般会計からの繰入精算金として、63万1,000円を増額しております。最後に第10款予備費におきまして、収支の調整を行いました。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第56号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第12 議案第57号 令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第12、議案第57号、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第57号で御提案いたしました、令和2年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算の主なものは、令和元年度決算による繰越金額の確定及び事務費精算等により増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を得る必要がありましたので、御提案させていただくものでございます。

1ページ目をごらんください。今回の補正は既定の予算に394万5,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ1億1,518万6,000円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第4款、第1項、繰越金につきましては、前年度からの繰越金を377万円増額しております。

次に歳出です。7ページをお開きください。第1款、第1目一般管理費におきましては、

職員給与の見直しによる予算の増減の調整を行いまして、第4款諸支出金、第2項繰出金につきましては、令和元年度決算に伴う事務費等の一般会計からの繰入精算金として20万6,000円を増額しております。最後に第5款予備費においては、収支の調整を行いました。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第57号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第13 議案第58号 令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第13、議案第58号、令和2年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、岩下雅広君。

○健康推進課長(岩下雅広君)議案第58号で御提案いたしました、令和2年度高森町介

護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。補正予算の主なものは、令和元年度決算によります繰越金額の確定等によります増額について、地方自治法第218条第1項の規定により、補正予算の議決を得る必要がありましたので、提案させていただきます。

1ページをごらんください。今回の補正は既定の予算に3,300万1,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億6,082万円といたしました。歳入歳出の主なものについて御説明申し上げます。まず歳入について、6ページをお開きください。第4款、第1項、第1目介護給付費交付金の過年度分として167万9,000円を増額し、第7款、第1項、第1目保険給付費繰越金として、3,132万2,000円を増額しております。

次に歳出について説明いたします。7ページをお開きください。第2款、第4項、第2目高額医療合算介護サービス等においては、高額医療合算介護サービス費における負担金に不足額が見込まれるため、270万円の増額を行いました。第7款、第1項、第2目償還金におきましては、令和元年度介護保険事業の精算に伴う国庫県費などの介護給付費の返還金として、925万7,000円を増額しております。続きまして8ページをごらんください。第7款、第3項、第1目他会計繰出金におきましては、令和元年度決算に伴う事業費等の一般会計からの繰入精算金として、627万2,000円を増額しております。最後に第8款予備費において、収支の調整を行いました。以上御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第58号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第14 議案第59号 令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第14、議案第59号、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君)議案第59号で御提案いたしました、令和2年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。今回の補正は令和元年度からの繰越金確定によります補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ522万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,605万4,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。第5款繰越金につきまし

ては、令和元年度からの繰越金が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額522万7,000円を計上しております。次に歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第2款公債費につきましては、本来昨年度の簡易水道特別会計において支出予定でありました公債費を一般会計において起債償還をした関係で、今年度調整を行ったものであります。元金利子合わせて116万4,000円を増額補正しております。また、4款予備費406万3,000円につきましては、差額調整を行っているところでございます。以上今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君)提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第59号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第15 議案第60号 令和2年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君) 日程第15、議案第60号、令和2年度高森町農業用水供給事業特

別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、荒牧久君。

○建設課長(荒牧久君) 議案第60号で御提案いたしました、令和2年度高森町農業用水

供給事業特別会計補正予算第2号について、御説明申し上げます。今回の補正は令和元年度からの繰越金の確定に伴う補正を行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ106万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,366万2,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。第3款繰越金につきましては、繰越金額が確定いたしましたので、当初予算額との差額106万7,000円を増額計上いたしました。次に歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款農業用水費、1項管理費につきましては、緊急修繕の対応といたしまして、修繕料に100万円を計上しております。予備費の6万7,000円につきましては、差額調整をしております。以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は

ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)質疑なしと認めます。お諮りします。本案は産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第60号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第16 議案第61号 令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長(後藤三治君)日程第16、議案第61号、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)議案第61号で御提案いたしました、令和2年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算第1号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。まず、1ページをお開きください。第1条で既定の予算から歳入歳出それぞれ3,708万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれに5,454万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算につきまして、御説明申し上げます。第1款繰入金、第1目基金繰入金につきまして、自治体基金繰入金を3,708万円増額しております。続きまして、下の7ページの歳出予算につきまして、御説明申し上げます。第1款事業費、

第1目鉄道経営対策事業費、18節負担金補助及び交付金につきまして、基金繰入補助金として3,708万円を増額しております。内容につきましては、南阿蘇鉄道株式会社第130回取締役会及び第35回定期株主総会におきまして、令和元年の決算について決議されました令和元年度経常損失額から、災害復旧費を差し引いた実質損失額となります。以上、今回御提案しております補正予算につきまして御説明をいたしました。御審議いただき、御決定を賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(後藤三治君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番、佐伯です。これは今回の補正予算とは直接関係がありませんから、議長にまずこの質問の趣旨について申し上げたいと思います。現在南阿蘇鉄道敷地内にございますSLの将来について、いろいろとお話が出ておるようでございます。昨日もフェイスブック等で読ませていただきましたが、その件について質問をしたいと思いますけれども、認めていただければ質問をしてみたいと思います。

○議長(後藤三治君) 許可します。10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君) 10番佐伯です。今申し上げましたとおり、3日ほど前にインターネットで南阿蘇鉄道高森駅前にあるSLの現物が、展示物がなくなるという話を聞きました。それについて、えっと思ったんですが、当時流れからいくと私もミスだったと思うんです。6月の定例議会において、SLの建屋の解体費用が組まれておりました。その際に私は質問をしていなかった。この解体費用について、SL等についてどうするかという質問もしていませんでした。

から、これは私のミスでもございます。あの時に話をしておけば良かったことかなと思うんですが、でもあのときでは遅かったような気もいたします。

今回の質問は、当時南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発グランドデザインに係る公募型プロポーザル応募要綱というのがございます。その中で応募している諸団体、企業から質問事項を南阿蘇鉄道、高森町が受けております。その質問事項の中で、仕様書1、⑥既存建物にSL、風鎮祭造物の展示施設があり、これについてはないものとみなして提案することとありますが、SL、風鎮祭造物ものは廃棄予定でよろしいでしょうか、それとも本計画にて改めて展示施設の計画が必要でしょうかという質問がなされておりました。回答はSL、風鎮祭造物ものの展示施設については他の観光施設へ移転を検討している、両施設についての計画は必要ございませんということで、どこかの観光施設に移転を考えておると。当時のこの審査委員の皆さんたちはそういうふうに答えていらっしゃいます。

2日ぐらい前からいろいろ資料を探し出しまして、高森線開通70周年記念誌というのを見つけました。これにはチケットと一緒に付いておりまして、平成10年4月12日の発行です。私が建設経済常任委員長のとときにあったやつ。これでいくと昭和3年に高森線は開通しております。それから、昭和49年に高森線のSLが廃止になっております。それから、ディーゼル機関車に移行してきてるわけですね。そのときに走っておったのがC12の今駅前にある蒸気機関車でございます。それから国鉄の再編計画、経営改善計画等もふまえた中で、昭和61年の4月1日に地域の沿線自治体の皆さんの協力と県の皆さんたち、国鉄の方たちの協力で南阿蘇鉄道株式会社として開業し、運転を開始いたしました。その当時

国鉄時代は6往復であったのを下り10本上り11本に改正、増発して、今ある南阿蘇鉄道というものがあるわけです。

ですから、もうこれは今でいけば約90年、あと10年すれば恐らく100年になります。それだけ歴史があるんです。なのに、SLが今町長がインターネットで説明していらっしゃいました。やっぱりあれを触れば、移転すれば、やっぱりずっと置き旧してありました。昭和の老人会の方たちが一生懸命掃除はされておるんだけど、それは周りの掃除であつたり表面の掃除だったから、油を差すとかいうことはあっておりませんので、恐らく鉄物については、経年劣化で触ったらばけるという危険性があるんだというふうに思いますが、私はいつも見ておるところでは黒光りをしておつたから、大丈夫だろうと。だから、当時田上会計課長が政策推進課長のときに、南阿蘇鉄道のグランドデザインの再開発の説明に来たときにどこか議員の中でも湧水トンネルに新しい駅が出来るんだつたら、あの辺に移転すればいいねっていう話はしたんだと。したと私は思ってる。恐らく課長もそう捉えていらっしゃると思うんですが、その中でそういうふうな期待がない中で、私たちが知らないところでもうそういうふうな審査が行われて、そういうふうに診断がされて、直方のほうの愛好家の皆さんたちが管理されておる記念館で静養する。またそこで皆さんに見ていただくということは幸せなことかもしれないけれども、私たちは非常に残念なことなんです。

そういうあたりでその流れというものが、いつからそういうふうにしてそういうふうな審査をして、いつからこれは危険ですよ、だからそういうふうになりましたって直方のほうに話を持ってきましたというのが、私たちは知りません。これが地域おこし協力隊のほうから話が出たとかいう話も

あるし、実際私が聞いたことでもありません。ただインターネットでそれが出ていた。だから私は興奮してからそういう話はないと、私は絶対反対だと書いたんだけど、しかしながらその後、町長のほうから発信された情報を見れば、これは無理を言ってもしかたないなと。高齢者の方たちにいやいや、あんた100メートル走れと無理を言って100メートル走らせて、その人の命に危険を及ぼすようなことは私はしたくないし、今のSLも無理にやってやっぱり危険性を増すようなことは避けたい。しかしながら、ここまで情報が議会に対して開示されていなかったという理由を私は伺いたいと思います。その点については、政策推進課長よろしく願います。

○議長(後藤三治君)政策推進課長、今吉輝子さん。

○政策推進課長(今吉輝子さん)佐伯議員の質問にお答えさせていただきます。まず経緯につきましては、後ほど担当のほうから御説明させていただきたいと思っております。まず高森周辺グランドデザインの計画の当初の案の時から駅舎の建て替え、それとSLの移設、石碑の移設、風鎮祭の造りものの展示のところの移設のほうは予定されておまして、現在決定していることとしまして駅舎が新しくなること、SLについては後ほどまた説明させていただきますけども、石碑については現在の位置よりも駅正面からしますと、右奥に移設することですね。それと風鎮祭の造りものの展示のほうは、交流センターのほうに施設のほうを今進めているところで決定しております。

政策推進課としましても、決定に至るまで住民の皆様と南阿蘇鉄道高森駅周辺グランドデザインの計画を共有、協議する場として、TPCでの公開プロポーザルをはじめ、ワークシ

ヨップの開催など、ワークショップについては6回開催させていただいておりますが、その中でもSLについての御意見はいただいております。その認識のもとで計画を進めさせていただいております。

また、今回のSLに関して掛かる予算として、先ほど議員がおっしゃいましたように、本年度の6月定例会時に高森町一般会計補正予算第3号で計上しており、詳細につきましては総務文教常任委員会の中で説明を行いまして、予算についてはその後決定していただいております。以上です。

○議長(後藤三治君)政策推進課交通政策係長、本川宰君。

○交通政策係長(本川宰君)10番、佐伯議員の質問にお答えさせていただきます。経緯につ

きましてですけれども、佐伯議員がおっしゃるとおり、駅周辺再開発のSLは計画地内でありまして、現時点でSLの展示場所というのが駅の入り口でありまして、駅周辺の再開発、高森駅は交通結節の拠点としての整備、機能強化、大型バス等の乗り入れということを行うこととしております。その中で現在のSLの場所は利用者入り口にありますので、利用者の安全面の確保という観点から移設等の検討をふまえておりました。その中で移設の費用というのが約1,000万かかるというところから、費用対の効果が見込めないということでやむなく一度解体という方向も検討せざるをえなくなる状態でした。その後福岡直方市のほうから申し出がありまして、今回の高森町のSLの歴史というのを引き継いで保存管理をしたいということで、今回の移設という経緯になっております。以上です。

○議長(後藤三治君)町長、草村大成君。

○町長(草村大成君)佐伯議員の御質問にお答えさせていただきます。私といたしましては、南阿蘇鉄道の社長といたしましても、大変実は長く会社の運行に頑張っていたC12が今回直方のほうに行くということで、一抹の寂しさを覚えるところでございます。議員がおっしゃる流れのとおりで、また今吉課長のほうから議会の総務常任委員会の説明及び本川係長のほうから説明がございました。

1点私が追加して御説明を差し上げたいのは、私が1期目のときの平成23年の議会か4年の議会だったと思います。当時の1番議員さんが質疑及び一般質問だったと思いますが、そこはちょっと確認しなければいけませんが、実は高森駅内の駅舎の駐車場で大型バスが回れない、一般の町民の方が大型バスがどこにでも止まるので駐車が出来ないというところの質問がございました。それに対してじゃあ実際どうなってるのかというのを南阿蘇鉄道の社長でしたので、調べた結果議会議員さんが言われてるのが本当でありまして、実は高森駅の前の白線引きをもう1回議会にお願いをして予算化をしていただいて、今の大型バスが止まる場所を実は作った経緯がございます。

そのときに議員さんがおっしゃったのは、車が止めづらいと、大型バスがずっと入って適当なところに止まると。停車位置をちゃんと決めてくれと。じゃないと町民が止められない。それと同時に子供がSLの階段に上っていくけど、どうやら中を確認されたかどうか分かりませんが、危険だということからの実はスタートでございます。

今の私の話から言えば、再開発計画とはそもそもが実は関係ないところからの老朽化ということからのスタートでございまして、その中で駅の白線引きを行わせていただいた。議会

に承認をいただいて。そして、再開発計画の中でもやはり先程本川係長が述べましたように、入り口で非常に危険だということ、それと屋根等も昭和の老人会の皆さんが長く30年にわたって管理をしていただきましたが、非常に厳しいということで、議員も大変いつも南鉄にいろんな御協力いただいておりますが、私もあれを見る限り黒光りしてすごくきれいなので大丈夫なのかなと思ってたところでございますが、南阿蘇鉄道の管理をしているプロの人もしくは鉄道関係者に聞くと、もう中身の使えるものは全部抜いてあって、いろんなところに欲しいと言われるところに材料として出していると。中はすかすかで、どちらかというと非常に危険だということでした。その上で先ほど本川課長係長が答弁したとおりでございます、その結果議会のほうにお願いをしたということでございます。

私が思うには、この案件は総務常任委員会に御説明を政策推進課とはいたしております。ですので、政策推進課としては、形としては職員さんの仕事はしていると思いますが、私と例えば服部副町長さん2人いらっしゃいますが、町長、副町長に関しては、特に南鉄に関して私が社長ですので、逆の立場からいうと全協ではなくても議員さんの皆さんに今度SLがなくなりますよと、こういうことだと。そして直方のこれはもう本当に有名な鉄道記念館みたいなところですので、そこできれいに飾られてもう1回再生されて、飾りだけの形だと思いますが、きちっとされて全国の方に見ていただく。そしてしかもそれが南阿蘇鉄道の列車だということをしっかり明記していただくということも聞いておりますので、そういうお話を私のほうから全議員さんに先にすれば良かったかなということが反省材料でございます。

今後は南阿蘇鉄道の社長ですので、そのあたりは皆さんに伝えて、そういう大事な町民

に愛された列車、もしくは町民がずっと見てきたものに関してそういうふうな形でなくなるときには、私としてはそうしたいと思います。しかしながら、職員としては一生懸命委員会でも説明いたしておりますので、どうぞそのあたりは議員さんも御理解をしていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤三治君)10番、佐伯金也君。

○10番(佐伯金也君)10番、佐伯です。町長がそう言われるのであるならばこれはもう仕方ないような気もするんですが、ただ最初は南阿蘇鉄道高森駅新駅の再開発、建て替え工事の説明会の際に全員協議会において政策推進課が青写真、設計業者、コンサル等も入れて説明がっております。ですから、継続性を持たせるためにはやっぱりその敷地内の話でありますし、当然このSLというのは私たちからすれば、あって当たり前。やはり、毎日朝起きて眺める阿蘇山や根子岳と一緒になんですよ。あそこのSLはね。中がどの程度傷んでいるかということまでは、私たちも専門家じゃありませんから知りません。もしかしたら夜間に誰かマニアが来て、中のねじとか何とかを持っていったる可能性もある。しかしながらそういうのも分からないぐらい、私たちはいいかげんな見方をしておったんだなと思って反省しております。

しかしながら、やっぱり流れが全員協議会で協議をしてある以上は、町長がなくなりますよと南阿蘇鉄道の社長として議会に述べるよりも、流れはやっぱり全員協議会、全員協議会、全員協議会で、南阿蘇鉄道の関連については報告をしていくべきじゃないかなと。経営とか基金の運用については、それは総務文教常任委員会の中でやっぱりしっかりと協議

をしていただきたいと思います。新しく作り変える姿については、みんなで一緒に共有するという心を心がけていただきたいと思います。

あと10年恐らくすると、線路が敷かれて100年という節目です。ですから、そういうときに南阿蘇鉄道高森駅が新しい姿でいろんな歴史を携えて、そのときの人たちにちゃんと見せられるように、こういう歴史をふんできたというのが見せられるような姿であってほしいと思いますから、軽くSLを見ないでください。ちゃんとした歴史があります。第2次世界大戦の中も恐らくくり抜けてきたんだと思います。6. 26の大水害も色々あったと思うんですが、そういうのもやっぱり見てきたんだと思います。そういうC12の蒸気機関車でありますから、どうぞ今町長が言われたとおり、社長として報告すべきだったということで私は納得をいたしますけれども、今後の南阿蘇鉄道高森駅の将来像等については全員協議会で諮ってもらえるように、お願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長(後藤三治君)いかがいたしましょうか。先ほどの件と類似しますが、やっぱり経緯を出来ますならば、先ほど10番議員の全員協議会でももう少し詳しくということでありましたので、先ほどの案件と同じでありますので、その辺も含めて再度御説明していただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。私も10番議員が言われたように、これは私が議長になる前の全員協議会の中でSLの問題が出たと思います。そのときにはどこかにやるんじゃなくて移設をするという話は私も承知しておりますので、どっかの箇所に整備された後、設置されるものと思っておりましたが、今10番議員が言われたような状況であるということでございますので、やはり今まで守ってきた大切な財産でありますので、手放すにしてもやはりそこは議

員全員が総意を持って決定したいというふうに思いますので、そのように取り計らいたいと思
いますがよろしいでしょうか。ほかに質問ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)それでは事務局の方、大変ですが14日の全員協議会の折に今ま
での関連資料ももしあれば、お出しいただきながら説明お願いしたいと思います。その
他質問はないようでございますので、お諮りします。本案は、総務文教常任委員会に
付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって議案第61号は、総務文教常任委
員会に付託することに決定されました。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長(後藤三治君)日程第17、休会の件についてを議題とします。お諮りします。9月
12日から9月17日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤三治君)異議なしと認めます。したがって、9月12日から9月17日までを休会と
することに決定しました。なお、各常任委員会及び特別委員会が開かれますので、よろしく
お願いいたします。

-----○-----

○議長(後藤三治君)以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後3時13分